

No.	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	その他	項目名	質問内容	回答
1	1	1						入札説明書の位置づけ	『「実施方針および要求水準書（案）」に関する質問・意見への回答』により修正されるべき事項は、入札説明書等の公表をもって修正されたものとみなす』とありますが、その解釈までは文面化されていないと思われまます。実施方針回答により示された解釈は、入札説明書等にて特段の変更がなければ、変わらないとの理解でよろしいでしょうか。	基本的にはご理解の通りですが、「実施方針」、「要求水準書（案）」及び「実施方針及び要求水準書（案）」に関する質問・意見への回答は、本件入札の条件を構成しませんので、必要に応じて対話や入札説明書等に関する質問（第2回）で再確認してください。
2	4	2	(5)					事業方式（事業用地内）	計画地南西側の青木交差点に面した角地について、正確な範囲をご教示下さい。	資料1-2 事業用地現況配置図（求積図）をご参照ください。
3	4	2	(5)					事業方式	消防署予定地の造成について、造成後の定期的な除草など維持管理を貴市にて実施いただけるという理解でよろしいでしょうか。	除草作業などの「植栽維持管理業務」は含まないものとします。ただし、巡回・目視など「警備業務」は含まれ、異常発生時には必要に応じて担当課等と連携をとって対応することとします。
4	4	2	(5)					事業方式（テニスコート）	既存施設についてサービス対価D,Eに項目化されていませんが当該施設にかかる運営・維持管理費用、各種修繕・更新費についてもサービス対価D及びEを含むという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 入札説明書及び様式集を修正します。
5	4	2	(5)					事業方式（第2(中屋町)駐車場）	既存施設についてサービス対価D,Eに項目化されていませんが当該施設にかかる運営・維持管理費用、各種修繕・更新費についてもサービス対価D及びEを含むという理解でよろしいでしょうか。	入札説明書に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分を除くNo.4を参照ください。
6	5	2	(6)					事業期間	運営維持管理費用は、当然に運営維持管理期間が長期になるほど高くなります。運営維持管理期間の終了日が決まっているため、供用開始を早めた方が運営維持管理費用は高くなりますが、評価点では、運営維持管理費用が高くなっても、供用開始をなるべく早めた方が評価されるのでしょうか。	全体の4割である「価格審査加点」は、運営維持管理費用の他に建設費などで構成されており、それらすべてにおけるコスト削減に対する評価がなされます。一方で、「工事短縮の工夫」についても加点審査の対象としています。 また、早期の供用開始により費用がかかりますが、利用料金収入も同時に事業者の収入となることから、工夫次第では費用の低減を図ることが可能かと思われます。 したがって、一概に言うことは難しく、審査対象となるすべての要素を考慮し、計画してください。
7	5	2	(6)					事業期間	「公園全体の供用開始の最終期限は、原則として令和11(2029)年3月末日とする。ただし、新陸上競技場を南北方向に配置する場合等、市が事業者の提案を確認の上やむを得ないと認める場合は、当該最終期限について1年を限度として延長することを可とする。」とありますが、この場合には、運営・維持管理期間が延長期間分短期化するため、コスト面においては平等性が損なわれるかと思われます。この点、評価への影響についてはどのようにお考えでしょうか。	入札説明書に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分を除くNo.6を参照ください。
8	5	2	(6)					事業期間	「公園全体の供用開始の最終期限は、原則として令和11(2029)年3月末日とする。ただし、・・・当該最終期限について1年を限度として延長することを可とする。」とありますが、運営・維持管理期間の終了は同一であるため、当該最終期限を1年延長した場合、運営・維持管理期間は1年短くなり、事業費上有利となります。この部分はどのような評価に加味されるのでしょうか。	入札説明書に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分を除くNo.6を参照ください。
9	5	2	(6)					事業期間	「現中央体育館の解体工事着手は新中央体育館の供用開始後とする。」とありますが、西宮スポーツセンターの解体工事着手時期は事業者提案によるもの理解でよろしいでしょうか。その場合、新体育館の開業準備期間に解体着手する提案は可能でしょうか。	西宮スポーツセンターの解体工事着手時期については、事業者提案によります。また、新体育館の開業準備期間に解体着手することも可能ですが、スポーツセンターの意向確認など詳細は協議とします。なお、子どもの遊び場が長期間利用制限がかかるため、市民の利便性を考慮した工期設定の工夫が望ましいと考えます。
10	6	2	(6)					事業期間	Ⅱ期・Ⅲ期整備対象施設のうち、貴市業務や貴市民の利便性・安全性に資することを目的として、一部施設を先に引き渡すことは可能でしょうか。本提案で特に支障ないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通り可能です。特に、子どもの遊び場である「だれもが遊べる遊具広場」に関しては、長期の利用制限をできる限り避けるため、早期の引き渡しを望ましいと考えます。
11	19	3	(3)					市内事業者に対する契約に関する事項	令和2年の入札公告時（以下、本質問内において「前回公告時」と記載）に、「市内事業者契約額を施設整備業務に係る対価に対する割合を20%以上としなければならない」との記載がございました。令和5年の入札公告時（以下、本質問内において「今回公告時」と記載）には、市内事業者契約額を「①備品等の設置業務に係る対価に対する割合を10%以上②備品等の設置業務を除くその他の施設整備業務に係る対価に対する割合を20%」と、施設整備業務内で項目を分けた上、割合を変更しておられます。前回公告時と今回公告時において、市内事業者に対する契約に関する事項を変更された理由について、ご教示頂きたい。	本事業では、体育館や陸上競技場の運動器具など備品設置業務が比較的多くなるものと考えています。よって、建設費などは分けて計上することにより、できるだけ多くの業種において市内事業者の育成に寄与することが望ましいと考えたものです。
12	24	4	(10)	ア				対話の目的	民間提案施設業務の提案内容の確認を行うとありますが、民間提案施設業務の一部を委託する予定の企業・団体等が対話に参加することは可能でしょうか。	可能です。

No.	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	その他	項目名	質問内容	回答
13	24	4	(10)	ア				対話の目的	対話を実施いただく場合、対話で記した内容以外の提案をすることはできないとありますが、対話後に新たな提案が創出される場合もあります。上記の場合、入札説明書に関する質問（第2回）にてその内容を記載すれば、提案に含むことを可能としていただけませんか。	入札説明書等に関する質問の受付（第2回）に確認を受け、市が提案することを認めた場合は、可とします。
14	25	4	(10)	カ				対話における議題・質問等	対話実施要領を本質疑の回答時にご提示いただけませんか。	対話実施要領は、入札参加資格審査の申請時に申請者に配付します。
15	27	4	(16)					プレゼンテーション及びヒアリング	動画、模型を使用したプレゼンテーションは可能でしょうか。	動画や模型によるプレゼンテーションは不可とします。提案書をまとめた静止画（PowerPointのアニメーション機能等の簡易的な動画機能は可）で準備ください。
16	29	5	(1)					選定委員会の設置	委員への接触はない前提で、委員の所属する学校法人等と事業内容を連携することは可能との理解でよろしいでしょうか。	事業者が、選定委員会の委員が属する法人と資本関係又は人的関係のある者に該当しない場合は、可能です。
17	29	5	(1)					選定委員会の設置	貴市ホームページにて2023年3月23日付で公表されている「西宮中央運動公園及び中央体育館・陸上競技場等再整備PFI事業者選定委員会選定委員会」には各選定委員の役職が記載されており入札説明書の選定委員会と記載順等が異なりますが、前段の内容が最新という理解でよろしいでしょうか。	記載内容の差異は特段意味があるものではなく、掲載している文書（媒体）に応じたものと理解してください。
18	31	6	(5)					特別目的会社(SPC)の設立等	「西宮市内に設立」とありますが、事業対象用地内でのよろしいでしょうか。	事業対象用地に設立することは可能です。
19	32	6	(8)					契約保証金	事業契約が締結できない理由が事業者にない場合、違約金の負担は生じないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。事業契約を締結しない場合に違約金が生じる事由は、基本協定書（案）第6条第3項に規定する通りです。
20	35	別紙1	(1)					サービス対価の構成	入札価格の算定方法について、SPC設立費用や、建設期間中のSPC経費等はサービス対価 B-I～IVとして計上する理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
21	35	別紙1	(1)					サービス対価の構成	入札価格の算定方法について、例えば、多目的グラウンドの解体場所に、新中央体育館や公園等施設を整備する場合は、多目的グラウンドの解体費用をサービス対価A-I・B-Iに全て含めても問題ないという理解で良いでしょうか。	ご理解の通りです。
22	36-37	別紙1	(1)					サービス対価の構成	既存施設についてサービス対価D,Eに項目化されていませんが当該施設にかかる運営・維持管理費用、各種修繕・更新費についてもサービス対価D及びEに含むという理解でよろしいでしょうか。	入札説明書に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分を除くNo.4を参照ください。
23	37	別紙1	(2)	ア	(ア)			サービス対価A-I	(2) サービス対価の算定方法1.交付金・補助金「交付対象事業費」と、2.地方債-学校教育施設等整備事業債「交付金対象事業費」は同じ意味として理解してよいでしょうか。異なる場合は定義をご教示下さい。	ご理解の通りです。入札説明書を修正します。
24	37	別紙1	(2)	ア				施設整備に係る対価のうち、一括支払い分の算定方法	算出にあたっての各算出式に用いる建設工事費、交付対象事業費や起債対象事業費等の各項目の費用は税込金額で算出する理解で良いでしょうか。	税抜金額で算出してください。
25	37	別紙1	(2)	ア				施設整備に係る対価のうち、一括支払い分の算定方法	「サービス対価B-Iの金額の増減により金融機関の事務手数料等、事業者に追加費用が発生する場合、当該追加費用は事業者の負担とする。」とありますが、事業者に責のない理由により生じたサービス対価の変動により生じた金利増額等は貴市にて負担頂ける理解で良いでしょうか（サービス対価B-II～B-IVも同様）。	サービス対価Bの金額増減に伴う費用については、全て事業者の負担となります。
26	37	別紙1	(2)	ア				施設整備に係る対価のうち、一括支払い分の算定方法	サービス対価B-I～B-IVに関して「金額の増減により金融機関の事務手数料等、事業者に追加費用が発生する場合、当該追加費用は事業者の負担とする。」とありますが、金額が増額した場合は貴市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。現時点で市が負担しないことを想定している場合には、市負担として頂く様をお願いします。	入札説明書に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分を除くNo.25を参照ください。
27	37	別紙1	(2)	ア				施設整備に係る対価のうち、一括支払い分の算定方法	「交付金・補助金及び地方債の充当率の変更や制度改正（創設、廃止、内容変更等）によりサービス対価A-I～IVの金額が増減が生じた場合の金融機関の事務手数料等」は事業者の責によらない行政側のリスクだと思われそうですので、貴市の負担として頂けないでしょうか。	入札説明書に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分を除くNo.25を参照ください。
28	37	別紙1	(2)	ア	(ア)			サービス対価A-I	「（交付対象事業費-交付金額）×90%」とありますが、ここでのいう交付金額は「1.交付金・補助金」を指すとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。入札説明書を修正します。
29	37	別紙1	(2)	ア	(ア)			サービス対価A-I	「※起債対象事業費は、新中央体育館（交付金対象事業費を除く）」とありますが、ここでのいう交付金対象事業費とは、「1.交付金・補助金」を指すのか、1.交付金・補助金を算出する際に用いた「交付対象事業費」を指すのか、どちらでしょうか。	入札説明書に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分を除くNo.23を参照ください。
30	41	別紙1	(2)	イ				施設整備に係る対価のうち、割賦支払い分の算定方法	金利確定日に関して、引き渡し日の2銀行営業日前とありますが、各サービス対価B-I～B-IV毎の各対象施設の引き渡し日毎に各サービス対価B-I～B-IVの基準金利がそれぞれ確定する理解で良いでしょうか。	ご理解の通りです。

No.	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	その他	項目名	質問内容	回答
31	42	別紙1	(2)	イ	(ウ)			サービス対価B-III	施設引き渡し日の2銀行営業日前の10年後の応当日は金利改定日で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。 入札説明書を修正します。
32	43	別紙1	(2)	イ	(エ)			サービス対価B-IV	施設引き渡し日の2銀行営業日前の10年後の応当日は金利改定日で宜しいでしょうか。	入札説明書に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分を除くNo. 31を参照ください
33	44	別紙1	(2)	エ・オ				サービス対価Dの算定方法・サービス対価Eの算定方法	サービス対価DEの算定表がないが、年間額の四半期均等での支払いのため算定方法は必要ないという認識でよいでしょうか。	ご理解の通りです。
34	44	別紙1	(2)	エ				サービス対価Dの算定方法	「事業者が提案する金額とする」とありますが、毎年均等払いでしょうか。毎年の金額を変動させても良いでしょうか。	サービス対価D及びEは、事業期間にわたる各支払い回において同一額で支払うため、均等払いとして提案してください。
35	44	別紙1	(2)	オ				サービス対価Eの算定方法	「事業者が提案する金額とする」とありますが、毎年均等払いでしょうか。毎年の金額を変動させても良いでしょうか。	入札説明書に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分を除くNo. 34を参照ください。
36	46	別紙2	(2)					サービス対価の構成	統括管理業務はサービス対価のどの部分に該当しますでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
37	47	別紙2	(2)					サービス対価の構成	開業準備業務の対価のうち、開業準備業務に係る費用の支払い対象については事業者の提案で宜しいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。ただし費目及び金額は、可能な範囲で具体的に記載してください。
38	49	別紙2	(3)					サービス対価の支払方法	整備対象施設の供用開始時期について、提案時から変更が生じた場合、その状況に応じてサービス対価の支払対象期間も前後する理解で良いでしょうか。	ご理解の通りです。
39	49	別紙2	(3)					サービス対価の支払方法	サービス対価Aの支払時期ですが、事業者提案にて、整備対象施設が早期に完成・引渡しを行った場合、サービス対価AⅠ～Ⅳの支払時期も、出来高・引渡しに合わせて、支払われるものとの理解でよろしいでしょうか。（例：2027年5月末に引渡しを行った場合、当該年度末である2028年3月末以降に請求書を発行するのではなく、引渡しを行った5月末以降に請求書を市へ提出し30日以内に支払われる。）	ご理解の通りですが、現計予算額の範囲内での支払いになりますので、増額補正が必要になる場合など、即時の対応ができない可能性もあることをご了承ください。なお、令和5（2023）年度については市は支払いを行いません。 また、あくまでも各年度終了後30日以内の請求書提出から30日以内での支払いとなるため、例示の場合において事業者は、「当該年度末である2028年3月末以降に請求書を提出する」とこととなります。
40	49-53	別紙2	(3)					サービス対価の支払方法	サービス対価Aの支払時期は四半期毎と年度末1回のどちらになりますでしょうか。	各年度終了後30日以内の請求書提出から30日以内での支払いです。
41	51-53	別紙2	(3)					サービス対価の支払方法 (D-Ⅰ～E-Ⅲ)	「なお、第1回の支払は、他の支払回（第2回～第●回）における金額の●/90を乗じた額とする。」とありますが、第1回支払いの計算方法において「●/90」を乗じる主旨が不明なのですが、御教示いただけませんか。	サービス対価D、Eは四半期ごとの均等払いを行います。が、第1回目の支払い額のみ、施設供用開始日に応じて異なります。そのため、施設供用開始日の属する四半期の開始日から施設供用開始日前日までの経過日数分を四半期期間から減じた日数分の支払い額とするため、「●/90」を乗じています。  【例】施設供用開始日が5月1日（第1四半期開始日の4月1日から30日経過）の場合 「他の支払回（金額）×（90-30）/90 = 「他の支払回（金額）×60/90
42	51-53	別紙2	(3)					サービス対価の支払方法	サービス対価D-ⅠからE-Ⅲに関しまして、「第1回の支払は、他の支払回（第2回～第●回）における金額の●/90を乗じた額とする。」とありますが、「●/90を乗じた額」の意味合いにつきまして、恐れ入りますがご教示願えますでしょうか。	入札説明書に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分を除くNo. 41を参照ください。
43	56	別紙2	(4)	イ	(イ)			物価変動に伴う改定	「物価指数の年度平均値」を用いて改定率αを算出することとありますが、物価指数の上昇率以上に、最低賃金の上昇率が大きい場合があり、また最低賃金については、下降することはありません。運営・維持管理業務においては、人件費コストが大半をしめることから、サービス対価の改定におきましては、最低賃金の上昇率についても一層ご配慮願えないでしょうか。	原文のとおりとします。
44	54	別紙2	(4)	イ	(ア)			施設整備業務に係る対価の改定	物価変動に伴う改定において、設計費及び工事監理費を除いた金額が対象となっておりますが、本案件は設計・監理期間が長期間となる為、設計費及び工事監理費も施設整備業務と同様に物価変動に伴う改定を認めてもらえませんかでしょうか。	原文のとおりとします。
45	55	別紙2	(4)	イ	(ア)	c	(e)	施設整備業務に係る対価の改定	物価変動の建設費指数「体育館Gymnasium RC-工事原価」は、「Ⅲ. 建築費指数統計表 /2. 標準指数(4)/体育館/RC/工事原価」を使用する理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 （Ⅱ. 建築費指数統計表 /2. 標準指数(13)/体育館/RC/工事原価）
46	56	別紙2	(4)	イ				物価変動に伴う改定	サービス対価Cについての記載がないが、サービス対価D同様に改定が行われるものと理解して宜しいでしょうか。	サービス対価Cの改定は行いません。
47	56	別紙2	(4)	イ	(イ)			運営・維持管理業務に係る対価の改定	改定率の計算式について、「物価指数の年度平均値」とありますが、4月から翌年3月末までの指標の平均値との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
48	56	別紙2	(4)	イ	(イ)			運営・維持管理業務に係る対価の改定	指標は、提案を踏まえて事業契約締結に向けて市と協議が可能とありますが、具体的には「落札者決定後から契約締結までの期間で事業者から採用指標に関する提案を行い協議ができる」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

No.	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	その他	項目名	質問内容	回答
49	56	別紙2	(4)	イ	(イ)	a		サービス対価D(光熱水費を除く)及びEの費用区分	改定率 $\alpha$ の計算式内における右項分子の「改定計算時の前年度の物価指数の年度平均値」について、改定が適用される年度をX年度とすると、「改定計算時」はX-1年度、「改定計算時の前年度」はX-2年度、となるという認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
50	58	別紙2	(4)	ウ		b		光熱水使用量の変動(計画と実需との乖離)に伴う改定	公園全体の供用開始の前年度まで、とありますが、基本として、提案時の使用料から変更せずに、光熱水費の対価を支払われると考えてよいでしょうか	公園全体の供用開始の前年度までについて、ご理解の通りです。
51	59	別紙2	(4)	ウ				光熱水費に係るサービス対価の改定	サービス対価の見直しは、サービス対価D全体での見直しではなく、サービス対価Dのうち光熱水費に係る部分にのみ適用される認識で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
52	59	別紙2	(4)	ウ				光熱水費に係るサービス対価の改定	実使用量が提案使用量より、減少した場合の下限値は設定されておりませんが、何らかの不可抗力による休館や市から休館要請があった場合には協議の認識で宜しいでしょうか。	基本にご理解の通りです。提案使用量からの減少幅が著しい場合（30%程度以上）であり、当該乖離の原因が事業者の自主的な経営努力等に起因しない場合かつ当該乖離により本事業に著しい影響が生じたことについて事業者が合理的かつ妥当性のある根拠を示した場合には、協議の対象とします。
53	60	別紙2	(4)	エ				需要変動に伴う改定	改定が行われる場合、サービス対価Dのうち光熱水費を除いた部分にのみ適用される認識で宜しいでしょうか。	光熱水費も含めて改定を行います。
54	60	別紙2	(4)	エ				需要変動に伴う改定	収入実績額が収入提案額の3%を超えた場合の市への利用料収入に係る納付額はどの様な取り決めになりますでしょうか。	市への利用料収入に係る納付額は、利用料金収入の提案額によらず、利用料金収入の実績額の3%となります。
55	61	別紙3	(1)					モニタリングの基本的な考え方	民間提案施設事業を提案していたものの、収益の悪化等で提案事業を中止した場合も特に貴市に対する違約金等はないものとの理解でよろしいでしょうか。	西宮市都市公園条例においては、保証金や違約金等の記載はありませんが、過料や罰則規定については、西宮市都市公園条例第22条及び第23条をご確認ください。
56	69	別紙3	(4)	エ				サービス対価の減額	サービス対価の減額は、C、D及びEの合計金額を対象に行われるのではなく、C、D、E、毎に区分したうえで、I～Ⅲの合計を対象（供用開始前の施設は除く）に行われるとの理解で宜しいでしょうか。	減額対象はサービス対価D及びEでありサービス対価Cは含みません。また減額はD及びEの合計金額を対象に行います。

No.	頁	第	1	(1)	1)	①	ア	a	項目名	質問内容	回答
1	6	1	5	(2)					本事業の施設構成	公共施設（消防署）の計画について、資料を開示いただけませんか。	公表資料の他に、現時点で開示できるものはありません。
2	8	1	7						事業期間	一例として新中央体育館、新陸上競技場の引き渡し期間の記載がありますが、両方の引き渡し期間にズレがあり、陸上競技場の後に体育館の建築を想定されていますが、両施設に受付窓口（施設使用）を設置したほうが良いのでしょうか？現在の施設では中央体育館にて受付を行っていますが、いかがでしょうか。	新陸上競技場が先に引き渡される場合、新中央体育館の引き渡しまでの期間、現中央体育館で受付業務を行うことを想定しています。詳細は、事業者と協議します。
3	8	1	7						事業期間	「本事業の事業期間の一例を下記のとおり示す。詳細については、事業者の提案に基づき決定する。」とありますが、提案の内容次第では現施設における現管理者の管理期間が延長もしくは短縮することも考えられます。現管理者の管理期間も含め事業者が提案することは問題ないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
4	8	1	7						事業期間	公園等施設について、整備開始が令和9（2027）年12月とありますが、このスケジュールの場合、令和9（2027）年12月までは現管理者が既存の公園等施設（園路、街灯、広場、休憩施設、トイレ、水路など）の管理を行う、という理解でよろしいでしょうか。	水路以外についてはご理解の通りです。なお現在、既存の公園等施設は西宮市が直営で管理を行っています。東411号・東412号水路については、第1期の解体工事の着手時期（令和6年（2024）年4月：予定）までは、市有水路の管理は市（水路治水課）で行います。東402号水路については、第2期の造成・建設工事の着手時期（令和7年（2025）年9月予定）までは、市有水路の管理は市（水路治水課）で行います。
5	9	1	8						事業方式	BT方式となるその他施設は、第1-5-(2)の表に記載の公園施設、建築施設、以外のすべての項目という理解で宜しいでしょうか。	BT方式となる施設は、P9にも記載がある通り、「雨水貯留槽、大気汚染常時監視測定局、その他施設」であり、「その他施設」はP6表中に記載しています。ただし、P30にも詳細を記載しているため確認してください。
6	10	1	10	(2)					運営業務及び維持管理業務に係る費用負担	光熱水費や消耗品等について、開業準備期間中は貴市もしくは現行指定管理者様のご負担という理解でよろしいでしょうか。	開業準備期間中における新中央体育館及び新陸上競技場等で必要となる各種経費・光熱水費等は事業者負担となります。
7	15	1	13	(2)					ZEB	認証後から建築物の竣工までの間に、市の要望等による変更で一次エネルギー消費量が増加し認証が取得できなかった場合は許容されるのでしょうか。あるいは、認証が取得可能な仕様に設計変更を行う必要があるのでしょうか。また、上記変更に伴い工事費が増減が生じる場合工事費の変更は可能でしょうか。	新中央体育館のZEB Oriented認証取得は必須としてください。認証後から建築物の竣工までの間に、市の要望等による変更は極力ないようにしますが、状況が生じた場合、詳細については協議とします。
8	22	2	2	(1)	3)				「運営事業全体計画書」の作成及び市への提出	事業期間にわたり本事業を運営するにあたっての経営方針及び各年度目標等を記載した「運営事業全体計画書」を作成・・・とありますが、供用開始時に事業期間終了までの各年度の目標を立てることは必ずしも現実的ではないと思料します。「記載事項の詳細については、市と事業者との協議により決定する。」に変更頂けませんでしょうか。	「計画書」には、「運営事業全体計画書」のほかにも、「年度統括管理計画書」及び「年度統括管理報告書」があります。各年度に作成する計画書によって、詳細な内容や時点修正などを記載することで、当初に作成した「運営事業全体計画書」を補完していただく形を想定しています。
9	23	2	1	(2)	3)	②	エ		各種統計・調査業務	民間提案施設の利用者数・徴収料金・利用者属性等をまとめるのとありますが、飲食店、売店等については除かれるとの理解でよろしいでしょうか。	飲食店、売店等を提案する場合も可能な範囲で利用者数・徴収料金・利用者属性等をまとめてください。
10	27	3	1	(2)	1)				事業敷地について	公共施設（消防署）の建設時期については未定であるとの事ですが、本事業に含まれる（撤去・解体・造成等）の引渡し時期に定めがあればご教示下さい。	本事業の事業期間の一例を参照し、公園全体の供用開始までに引渡しを行ってください。
11	27	3	1	(2)	2)	①	イ		都市計画変更について	実施方針質問回答No.39において、「関係機関協議により、国道171号を含む周辺道路の交差点改良や道路改築等が生じ、本事業内で設計、協議、施工が生じる場合にも事業者の費用負担のもと対応する旨回答がありました。本事業は貴市の示す道路改良計画に従い整備を行う条件であること、上記の交差点改良、道路改築等の発生について事業者がリスクを負う場合には、その分を余分に見込んだ入札額とせざるを得ず、入札額の高騰を招くことになることから、設計変更対象として頂けるよう、お願い致します。	関係機関協議により国道171号を含む周辺道路の交差点改良や道路改築等が生じた場合は本事業内での実施となりますので、事業者の費用負担とします。
12	27	3	1	(2)	2)	①	イ		都市計画変更について	実施方針質問回答No.39において、「関係機関協議により、国道171号を含む周辺道路の交差点改良や道路改築等が生じ、本事業内で設計、協議、施工が生じる場合にも事業者の費用負担のもと対応する旨回答がありました。本事業は貴市の示す道路改良計画に従い整備を行う条件であること、上記の交差点改良、道路改築等の発生について事業者がリスクを負う場合には、その分を余分に見込んだ入札額とせざるを得ず、入札額の高騰を招くことになることから、設計変更対象として頂けるよう、お願い致します。	要求水準書に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分を除くNo.11を参照ください。
13	27	3	1	(2)	2)	①	イ		都市計画変更について	実施方針質問回答No.39において、「関係機関協議により、国道171号を含む周辺道路の交差点改良や道路改築等が生じ、本事業内で設計、協議、施工が生じる場合にも事業者の費用負担のもと対応する旨回答がありました。本事業は貴市の示す道路改良計画に従い整備を行う条件であること、上記の交差点改良、道路改築等の発生について事業者がリスクを負う場合には、その分を余分に見込んだ入札額とせざるを得ず、入札額の高騰を招くことになることから、設計変更対象として頂けるよう、お願い致します。	要求水準書に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分を除くNo.11を参照ください。

No.	頁	第	1	(1)	1)	①	ア	a	項目名	質問内容	回答
14	27	3	1	(2)	2)	①	イ		都市計画変更について	実施方針質問回答No.39において、「関係機関協議により、国道171号を含む周辺道路の交差点改良や道路改築等が生じ、本事業内で設計、協議、施工が生じる場合にも事業者の費用負担のもと対応する旨回答がありました。本事業は貴市の示す道路改良計画に従い整備を行う条件であることから、上記の交差点改良、道路改築等の発生について事業者がリスクを負う場合には、設計変更対象として頂けますよう検討をお願い致します。	要求水準書に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分を除くNo.11を参照ください。
15	27	3	1	(2)	2)	①	イ		都市計画変更について	実施方針質問回答No.39において、「関係機関協議により、国道171号を含む周辺道路の交差点改良や道路改築等が生じ、本事業内で設計、協議、施工が生じる場合にも事業者の費用負担のもと対応する」旨回答がありました。本事業は貴市の示す道路改良計画に従い整備を行う条件であることから、上記の交差点改良、道路改築等の発生について事業者がリスクを負う場合には、その分を余分に見込んだ入札額とせざるを得ず、入札額の高騰を招くことになることから、設計変更対象として頂けるよう、お願い致します。	要求水準書に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分を除くNo.11を参照ください。
16	27	3	1	(2)	2)	①	イ		都市計画変更について	実施方針質問回答No.39において、「関係機関協議により、国道171号を含む周辺道路の交差点改良や道路改築等が生じ、本事業内で設計、協議、施工が生じる場合にも事業者の費用負担のもと対応する旨回答がありました。本事業は貴市の示す道路改良計画に従い整備を行う条件であること、上記の交差点改良、道路改築等の発生について事業者がリスクを負う場合には、その分を余分に見込んだ入札額とせざるを得ず、入札額の高騰を招くことになることから、設計変更対象として頂けるよう、お願い致します。	要求水準書に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分を除くNo.11を参照ください。
17	27	3	1	(2)	2)		イ		都市計画変更について	市道西715号において、阪神バスの市道北側のバス停（高座橋）と公園出入口直近のバス停（市民運動場前）は近接していると見受けられますが、現状のままですよろしいでしょうか。バス停統廃合等の計画はありませんか。	市の事業ではありませんので、バス停の改廃については関知しておりません。詳細設計の中でバス事業者と協議してください。ただし、公共交通機関による来場を求める立場であることから、バス停の廃止は受け入れられません。
18	28	3	1	(3)		②	オ		インフラ条件	東427号水路は東402水路に接続しているが、東402水路を改築した場合、東427水路は接続部分のみ改修するという考え方で良いでしょうか。	東402号水路については、市道西第715号線の道路改良工事に伴う改築または付替えを想定していることから、東427号水との接続部の改修は想定していません。
19	28	3	1	(3)		①②	-	-	インフラ条件	既存建物の機能を維持しつつインフラ盛替の計画を行う可能性があるため、既存の単線結線図、電力系統図、通信系統図があればご提示下さい。	竣工時のものですが、中央運動公園野球場の単線結線図、中央体育館・武道場の受変電配置図・単線結線図、テニスコートの単線結線図・幹線設備平面図について別途用意しましたので、入札提案書類の受付日（令和5（2023）年9月27日）までに担当課にご請求いただきましたら、メールでお送りします。
20	28	3	1	(3)		①②	-	-	インフラ条件	水道台帳、下水道（汚水）台帳、都市ガス台帳があればご提示下さい。	資料9を参照してください。なお、公共下水道施設については、西宮市ホームページにて公表している「にのみやWebGIS」の「下水道台帳図（汚水・合流）/下水道台帳図（雨水）」を確認してください。
21	29	3	1	(4)					施設構成の概要	諸室として「放送室・談話室」等、隣接配置する諸室は不要と考え、各種大会開催時等はコートサイドおよび周辺諸室を利用するものと考えてよろしいですか。	要求水準を満たした上で、事業者の提案に委ねます。
22	29	3	1	(4)					施設構成の概要	「大規模大会開催時、大型バス用駐車スペースを必要に応じて6台程度確保できること。」とあるが、必要に応じてという記載から、臨時的な駐車場でも対応可能という理解でよろしいか。	ご理解の通りです。
23	30	3	1	(4)					施設構成の概要	会議室は合計4室以上で、一体利用可能とし、100人程度が講義形式で受講する研修室等を開催できるようにすることとありますが、一体利用可能とは4室すべてが隣接している必要がありますでしょうか。例えば3室は一体利用できるように隣接し、3室で100人程度が収容できる計画とし、他1室を別の場所に計画することも可と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
24	30	3	1	(4)					施設構成の概要	「第2（中屋町）駐車場は、本事業における再整備の対象とはしない、工事を実施する場合は事前に市と協議すること」とあるが、駐車場のラインの引き直し、現行同等水準の機能を有する範囲での設計等の見直しは可能か。	ご理解の通りです。
25	30	3	1	(4)					施設構成の概要	※5に記載の、砂入り人工芝の全面張替について、製品名又は詳細な仕様の分かる資料をご提示下さい。	テニスコート関係（砂入り人工芝・LED更新）の資料を別途用意しましたので、入札提案書類の受付日（令和5（2023）年9月27日）までに担当課にご請求いただきましたら、メールでお送りします。
26	30	3	1	(4)					施設構成の概要	※5に記載の、砂入り人工芝の全面張替について、製品名又は詳細な仕様の分かる資料をご提示下さい。	要求水準書に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分を除くNo.25を参照ください。
27	30	3	1	(4)					施設構成の概要	※5に記載の、「テニスコートについては、砂入り人工芝の全面張替及び照明設備のLED化を令和5年（2023年）上半期に実施している。」については既に実施済みでしょうか。	要求水準書に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分を除くNo.25を参照ください。

No.	頁	第	1	(1)	1)	①	ア	a	項目名	質問内容	回答
28	30	3	1	(4)					施設構成の概要	現地見学会にて「テニスコートの砂芝の下にあるアスファルトの補修を、運営管理期間内に実施する事が必要」と貴市ご担当の方より案内がございました。直近で人工芝の張替えを行った(2023年上半年実施)とお聞きしましたので、その際、芝をはがした際のアスファルト部分の状態が分かる写真や資料がありましたら、ご教示いただけますでしょうか。また、当該アスファルトの修繕・更新は、期間中必要という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に関する質問・回答書(第1回)※入札参加資格審査に関する部分を除くNo.25を参照ください。 後段について、アスファルト舗装の修繕・更新は、期間中必要に応じて行うこととしますが、これ以外の箇所についても同様とします。(例:コート内のトイレ改修等) なお、中央テニスコートの下地(アスファルト舗装部分)は、砂入り人工芝に全面改修した時期の平成元年頃に完成したものと思われま。
29	31	3	2	(1)	1)	③	イ		施設計画	太陽光発電装置の容量及び電力貯蔵設備の容量は提案によるという理解でよいでしょうか。	要求水準書を満たす提案をしてください。具体的な容量は事業者の提案に委ねます。
30	32	3	2	(1)	1)	③	ケ		施設計画	「生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物に注意すること。」とありますが、自然による事象であり、事業者でリスクコントロールすることは難しいため、可能な限り注意する理解で宜しいでしょうか。	本事業においては、資料13の「兵庫県生物多様性に悪影響を及ぼすブラックリスト」掲載種を、新たに植栽することは避けてください。それ以上の対策については、ご理解の通りです。
31	32	3	2	(1)	1)	③	サ		施設計画	「井水を利用する場合には、地盤沈下、近隣の井水利用への影響等に十分配慮すること。」とありますが、一方で「事業者にて、深度、成分等の調査(2ヵ所以上)を行い、平時は樹木散水や子どもの遊び、災害時はマンホールトイレへの給水や雑用水の利用を検討すること。」とも記載があります。井水を利用しない計画は、何らかの水質基準が影響する場合という理解でよろしいでしょうか。	平常時に利用可能な水質であれば、マンホールトイレへの給水や雑用水の利用に際して問題はないと考えています。 また、井水を利用しない計画については、ご理解の通り水質基準が影響する場合や、地盤沈下など近隣に対して影響が及ぶ場合などです。
32	32	3	2	(1)	1)	③	ス		施設計画	雨水タンクの設置について記載がありますが、建物のピットを利用した雨水貯留槽とすることも可と考えるのでしょうか。	散水等の雨水利用のために建物のピットを活用することは、構造上の問題や維持管理上等の問題が無ければ可能です。 ただし、要求水準書に記載している浸水対策のオンサイト貯留施設および雨水貯留槽(3500m3程度)との併用は不可です。
33	32	3	2	(1)	1)	③	ス		施設計画	「本市では、屋根に降った雨を雨樋から貯留槽(雨水タンク)に溜める施設に対して助成を行う等、雨水利用を促進していることから」とありますが、本機構を取り入れた場合には、何らかの助成を受けることが出来るという理解でよろしいでしょうか。	助成の対象外となります。 西宮市ホームページにて公表している「西宮市雨水貯留浸透施設設置助成金交付要綱」において助成対象者等を定めております。
34	33	3	2	(1)	1)	④	カ		施設計画	「オンサイト貯留施設」については、雨水貯留槽と同じく管理は貴市で実施されますでしょうか。	県の総合治水条例に基づく整備となるため、事業者での管理となります。また、一般的に「オンサイト貯留施設」については、各種広場や園路等の公園各所において、高さ設定を考慮して設置された縁石や舗装による施設となるため、事業者の管理となります。
35	33	3	2	(1)	1)	⑤	エ		施設計画	「意見交換会を開催し、意見を取りまとめの上、可能な限り整備内容に反映すること。」とありますが、可能な限りというのは事業費に影響を与えない範囲でという理解でよろしいでしょうか。また、事業費に影響を与えるような変更については協議頂ける理解でよろしいでしょうか。	前段については、要求水準書P73⑤に記載の通りです。詳細は協議とします。 後段については、ご理解の通りです。
36	35	3	2	(2)	1)		オ		配置計画	・・・ちびっこ広場は、可能な限り整形で、・・・における「整形で」との意味合いは正方形、長方形といった意味合いでしょうか。	要求水準を満たすために、通路状の細長い形や部分的に狭いスペースを含んだ形ではなく、まとまったスペースを確保してください。正方形や長方形に限りません。
37	35	3	2	(2)	2)		オ		平面・動線計画	「車両のアクセスは、【資料-7「道路改良計画(案)】」に示す出入口前交差点(仮称)を基本とし、駐車場を整備すること」とあるが、国道171号線からのアクセスについて協議することは可能か。	公安委員会との下協議では、国道171号に一般駐車場出入口を設けることは出来ないこととされ、既存出入口の改良を検討しています。ただし、事業者において、関係官公署と協議を行うことは妨げません。
38	35	3	2	(2)	2)		オ		平面・動線計画	「関係者車両等限られた車両のみ敷地東側道路からの進入を可とする」とありますが、車いす利用者、臨時駐車場も含めるという理解でよろしいでしょうか。	公安委員会との下協議では、東側出入口はイベント関係者や管理者などの関係者のみが利用するもので、常時利用するものではないという前提であることから、一般の車いす利用者のアクセス用とすることは不可能と考えます。ただし、事業者において、関係官公署と協議を行うことは妨げません。
39	36	3	2	(2)	3)	①	ア	d	各施設・諸室の要求水準	遊びや競技としてのボールの使用が想定される箇所において、公園外部への飛び出し、他の公園利用者への影響がある部分については防球フェンスを設置と記載されていますが、幅や高さの具体的な規定はございますでしょうか。ご教示ください。	計画する陸上競技場や公園広場等の配置及び整備内容により条件が変化するため、実際の寸法についてはその後の運営管理も考慮してご提案下さい。
40	37	3	2	(2)	3)	①	オ	b	各施設・諸室の要求水準	「互いの違いを理解し合い支え合いながら遊ぶインクルーシブな広場」を実現するには、参考事例にもあるように、遊具の選択だけでなく自然環境をベースとした広場全体のユニバーサルな環境デザインがより重要と考えますが、この捉え方に問題はないでしょうか。	ご理解の通りです。
41	37	3	2	(2)	3)	①	オ	f	各施設・諸室の要求水準	遊具の選定につきまして、遊び場を遊具の配置のみにより構成する趣旨にも受け取れますが、魅力的な遊び場に必要「遊び機能」や「遊び要素」と捉えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
42	37	3	2	(2)	3)	①	オ	gh	各施設・諸室の要求水準	製品としての遊具を設置する場合の条件と理解して宜しいでしょうか。	g及びhの記載については、ご理解の通りです。
43	37	3	2	(2)	3)	①	オ	e	各施設・諸室の要求水準	利用エリアが明確にされていないフェンス等による区画は設けなくても宜しいですか。	ちびっこ広場の整備については、フェンス等による区画は設けてください。なお、フェンス形態については、参考示す「伊丹スカイパーク:遊具広場1~3歳専用エリア」のような、広場の目的と景観に配慮したフェンスを想定しています。

No.	頁	第	1	(1)	1)	①	ア	a	項目名	質問内容	回答
44	37	3	2	(2)	3)	①	オ	i	各施設・諸室の要求水準	i 木製遊具は設置しないこと。とは、構造物以外の部分についても木材の使用は不可なのでしょうか？	遊具について、木の使用は不可とします。ただし、合成木材等の耐久性があるものは可とします。ご質問にある、「構造物以外の部分」について具体的な質問対象が不明のため、詳細は協議によるものとします。
45	37	3	2	(2)	3)	①	カ	a	各施設・諸室の要求水準	a 両広場の合計が5,000~7,000 m <sup>2</sup> 程度とし、原則まとまったスペースとして確保すること。における「まとまったスペースとして」とはエントランス広場・にぎわい創出広場の両広場がまとまった状態との理解で宜しいでしょうか？	ご理解の通りです。
46	38	3	2	(2)	3)	①	キ	d	各施設・諸室の要求水準	別途、臨時駐車場を設け、その臨時駐車場を含め、駐車台数を300台程度確保できる場合は、屋外多目的コートも臨時駐車場として活用しなくても宜しいでしょうか？	ご理解の通りです。なお、要求水準書P39・②駐車場・駐輪場・ウの通り、園路、ウォーキング・ランニングコース、壁打ちテニスコート、だれもが遊べる遊具広場、エントランス広場・にぎわい創出広場を、臨時駐車場として活用することは不可とします。また、要求水準書に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分を除くNo. 51を合わせて参照ください。
47	38	3	2	(2)	3)	①	ケ	b	各施設・諸室の要求水準	公園に配置する主要なベンチの条件であり、例えばサークルベンチや長ベンチ等特別なタイプの場合の条件とはならないと理解して宜しいでしょうか？	ご理解の通りです。
48	38	3	2	(2)	3)	①	ケ	b	各施設・諸室の要求水準	耐久性・耐候性・安全性等を満足することで「肘かけ付きで座板は合成木材」でない仕様のベンチとすることは可能でしょうか？	要求水準書P38・ケ・bに記載の通り、ベンチは肘かけ付きで、座板は合成木材として下さい。また、要求水準書に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分を除くNo. 47を合わせて参照ください。
49	38	3	2	(2)	3)	①	ス	b	各施設・諸室の要求水準	災害用の特殊公衆電話については、NTT西日本様で回線利用料や通話料を負担されていると存じますが、その理解でよろしいでしょうか。また、（通常の）公衆電話の利用料金回収やメンテナンスは、NTT西日本様で実施されるという理解でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
50	38	3	2	(2)	3)	②	ア		各施設・諸室の要求水準	駐車台数300台程度には、関係者駐車場、大型バス駐車場も含まれるという理解でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。また、要求水準書に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分を除くNo. 22を合わせて参照ください。
51	39	3	2	(2)	3)	②	ウ		各施設・諸室の要求水準	臨時駐車場は、多目的コートとして活用することを条件に整備可能との趣旨でしょうか？	ご理解の通りです。ただし、要求水準を満たした上で、余剰スペースがある場合はこの限りではありません。例えば、臨時駐車場を設置することなく、通常の駐車スペースの利用で要求水準を満たす場合などが考えられます。また、要求水準書に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分を除くNo. 46を合わせて参照ください。
52	39	3	2	(2)	3)	②	ケ		各施設・諸室の要求水準	「新中央体育館及び新陸上競技場利用の駐車場は、以下とすること。」と記載がありますが、ここで示す駐車場とは、P35 (2)2)オに記載の車両アクセスは【資料-7「道路改良計画（案）」】に示す出入口前交差点（仮称）を基本とし、駐車場を整備することある駐車場のことを指すと考えますが、車いす利用者用駐車場は東側からのアクセスとすることは可能でしょうか？	ご理解の通りです。また、要求水準書に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分を除くNo. 38を合わせて参照ください。
53	39	3	2	(2)	3)	②	ケ		各施設・諸室の要求水準	各種大会を考慮した大型バスの駐車スペースは西側からアクセスする駐車場内に整備することは可能でしょうか。また、複数の一般用の駐車桟をまたいで大型バスを駐車する運用も可能と考えてよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
54	40	3	2	(2)	3)	②	ソ		各施設・諸室の要求水準	第2（中屋町）駐車場は、本事業における再整備の対象とはしないが、再整備を行うことは妨げない。とあるが、駐車場の設備（ゲート機器、精算機等の駐車場管制機器）を事業者負担で変更することは可能か。その場合の、所有権は事業者という認識だが相違ないか。	要求水準を満たす限りにおいて、変更は可とします。また、当該設備の設置費用を入札価格に含めない場合は、所有権は事業者となりますが、設置完了後、市に移転することも可とします。
55	40	3	2	(2)	3)	②	タ		各施設・諸室の要求水準	「駐車場には必要に応じて自動車用充電設備の設置を検討すること。」とありますが、当該設備の種類（普通充電、急速充電、併設）等は事業者の提案に委ねるという理解でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
56	40	3	2	(2)	3)	③	ウ	a	各施設・諸室の要求水準	マンホールトイレに設置する便座やテント等については、他の防災備蓄品同様に貴市にてご準備いただけるという理解でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
57	41	3	2	(2)	3)	③	キ	a	各施設・諸室の要求水準	防災カメラの現時点での設置想定先をご教示ください。また当該防災カメラは市による維持管理であり、事業者の業務対象外という認識で宜しいでしょうか？	前段について、高所で360度視野が取れる建物を想定しています。後段について、維持管理はご理解の通りで対象外となります。
58	41	3	2	(2)	3)	⑤	ア		各施設・諸室の要求水準	東402号水路の改築等は西宮市と協議とあるが、想定されている改築範囲や延長をご教示下さい。	東402号水路については、市道西第715号線の道路改良工事による影響を調査し、必要な改築または付替えを行うこととしています。



No.	頁	第	1	(1)	1)	①	ア	a	項目名	質問内容	回答
59	41	3	2	(2)	3)	⑥	ア		各施設・諸室の要求水準	別図1-1, 1-2記載の部材については本事業による整備、その他、平面図に記載の機材については市による整備という認識で宜しいでしょうか。 公園倉庫内に設ける機器について、騒音を発生するものがございますでしょうか。 また、騒音、漏水への対策を施した場合CB造以外の構造として宜しいでしょうか。	前段について、ご理解の通りです。なお、平面図に記載にある機材（測定機器）は施設の引き渡し後、市で設置等作業を行います。 中段について、騒音発生源として測定機器に付属する吸引ポンプや小型のコンプレッサーがありますが、壁やドアで遮蔽すれば外部へ音漏れすることはないと考えています。 後段に関しては、構造・床・天井等に関しては、原則要求水準書資料11の通りとしてください。なお、騒音・漏水への対策、天井貫通口の設置、点検等に関する屋上の歩行を考慮した上で、代案があれば詳細は協議とします。
60	41	3	2	(2)	3)	⑤	カ		各施設・諸室の要求水準	資料12-2では、東412水路が現在の陸上競技場を横断する形となっており、横断の間にマンホールと思われるポイントが記載されていますが、改築後の競技場フィールド内にもこのような清掃用の人孔を(概ね30mおきに)設ける必要があるのでしょうか。 それとも、競技場を避ける形で水路を迂回させ、適切な間隔で清掃用の人孔を設ける計画とすることを意図しているのでしょうか。	高圧洗浄車などの管理用車両が水路に寄りつけるよう、水路は原則、園路内（競技場部分はのぞく）等に敷設する計画（付替え・移設）とし、暗渠区間の屈曲部及び直線区間（概ね30m間隔）にマンホールを設置して下さい。
61	41	3	2	(2)	3)	⑤	カ		各施設・諸室の要求水準	東412水路は陸上競技場を横断する形となっています。横断の間にマンホールと思われるポイントが記載されていますが、改築後の競技場フィールド内にもこのような清掃用の人孔を(概ね30mおきに)設ける必要があるのでしょうか。 それとも、大きく迂回し、適切な間隔で清掃用の人孔を設ける計画とすることを意図しているのでしょうか。	要求水準書に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分を除くNo. 60を参照ください。
62	42	3	2	(2)	3)	⑥	イ		各施設・諸室の要求水準	仕様について資料20-7を見ますが、機器の内容を確認できませんでした。詳細な機器について、お示し下さい。 もしくは、機器は別途でしょうか。	資料11「公園管理倉庫に係る特記仕様書」をご確認ください。 なお、大気汚染常時監視測定局内に設置する測定機器は市で設置するため、別途受託者で準備する必要はありません。
63	43	3	2	(2)	6)	②	ア		給水計画	井戸の詳細な仕様をご指示下さい。（構造や水質検査項目や基準等）	災害時の利用としては、平常時に利用可能な水質であれば問題ないと考えています。また、想定利用水量と、地下水位を基に仕様を設定して下さい。 また、井戸ポンプは、手押し式ポンプとし、カバー等指の挟み込み防止対策を講じて下さい。また、打ち込みパイプの径や深度などについては、想定利用水量と、地下水位を設定・調査し、井水の汲み上げが確保できる構造として下さい。 水質検査については、厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関にて、11項目（一般細菌、塩化物イオン、PH値、味、臭気、色度、濁度、ヒ素、フッ素、大腸菌、TOC）を上水試験方法により実施し、平常時に利用可能な水質であれば問題ありません。なお、飲み水としての利用は想定しておらず、公園利用者にもその旨を周知する対策を講じて下さい。
64	43	3	2	(2)	8)		ア		電気計画	電柱以外に地下からのルートも考慮し計画することと記載がありますが、現状の敷地南西側ルート（電柱から直接架空ルート）以外に別ルートを確保するという理解で宜しいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
65	43	3	2	(2)	6)	②	ア		給水計画	「井水を利用する場合には、地盤沈下、近隣の井水利用への影響等に十分配慮すること。」とありますが、一方で「事業者にて、深度、成分等の調査（2カ所以上）を行い、平時は樹木散水や子どもの遊び、災害時はマンホールトイレへの給水や雑用水の利用を検討すること。」とも記載があります。井水を利用しない計画は、何らかの水質基準が影響する場合という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分を除くNo. 31を参照ください。
66	45	3	2	(2)	11)		エ		植栽計画	西宮オリジナル植物は、運営・維持管理の期間にわたって、貴市から支給いただけると理解してよろしいでしょうか。 また、西宮オリジナル植物について以下をご指示ください。 ①仕様及び数量 ②無償にて現地車上渡しとしてよろしいでしょうか。 ③ご回答が不可の場合、費用及び支給場所をご指示ください。	仕様及び数量は以下の通りです。 ■西宮オリジナル桜（夙川舞桜、西宮権現平桜等） 規格：H=4.0m以下 支給上限：合計30本程度 支給時期：移植適期の冬季 ■宿根草類（エンジェルス・イヤリング、ゆめむらさき等） 規格： ・エンジェルス・イヤリングは直径12cmVP～ ・ゆめむらさき、サマー・アメジスト、ブレランサは基本直径9cmVP（～12cm） 支給上限：初回支給時は合計で最大200株程度。 なお、追加支給は枯損等の補植分とする（生産数出荷時期は要相談）。 支給時期：5月または11月 ※西宮市オリジナル植物は主に宿根草・樹木であるため、季節ごとの植替えは想定しておらず、追加の支給は枯損等の補植分とします。良好な状態を保つよう維持管理に努めてください。 ※支給方法については、無償での提供となりますが、次の費用負担が必要です。 ■西宮オリジナル桜：臨海西緑地苗圃（西宮市鳴尾浜1丁目）または、花工房苗圃（西宮市鳴尾浜2丁目1-8）からの移植・運搬費用 ■宿根草類：花工房（西宮市鳴尾浜2丁目1-8）からの運搬費用
67	45	3	2	(2)	11)		エ		植栽計画	「生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物に注意すること。」とありますが、自然による事象であり、事業者でリスクコントロールすることは難しいため、可能な限り注意する理解で宜しいでしょうか。	要求水準書に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分を除くNo. 30を参照ください。

No.	頁	第	1	(1)	1)	①	ア	a	項目名	質問内容	回答
68	45	3	2	(2)	11)		ケ		植栽計画	保存木のムクノキの樹勢が良くない状況ですが、特別な手当は必要でしょうか。	存置する場合、特別な手当には必要ありません。移植実施の場合は、移植に必要な手当てにより可能な限り保全に努めて下さい。
69	45	3	2	(2)	11)		ケ		植栽計画	既存樹木を可能な範囲で保全、とありますが、植栽管理台帳をご提示下さい。	提供できる、植栽管理台帳はございません。ただし、S60年植栽当初の植栽平面図（プロット図及び樹種表）がございますので、ご提供いたします。
70	45	3	2	(2)	11)		ケ		植栽計画	巨木ムクノキの保全又は移植、とありますが、過去に調査された樹木診断報告書、及び、現在稼働している自動灌水システムや特殊支柱の詳細資料をご提示下さい。	ご指摘の資料はございません。
71	45	3	2	(2)	11)		ケ		植栽計画	保全対象となっている巨木ムクノキに関し、現状は樹体の腐朽が著しく、樹勢が衰退しているように見受けられますが、設計や工事の取組につながらないよう、工事着手までの管理状況の記録、及び、引き渡し前の樹木診断を実施頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	工事着手までの管理状況の記録、及び、引き渡し前の樹木診断の実施、提供は致しません。本ムクノキの樹勢衰退状況については、市としても認識しておりますが、過去の存在経緯から保全とするものです。また、要求水準書に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分を除くNo.68を参照ください。
72	45	3	2	(2)	12)		オ		サイン計画	施設の至る所に現指定管理者様の名称が入ったサイン類がありますが、その撤去・処分は現指定管理者様にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。また、施設西側の出入口部にウォーキングの看板がありますが、その移設や更新は、貴市のご負担で実施されるとの認識で宜しいでしょうか。	事業者の負担とします。ただし、公園西側、駐車場出入口付近の看板については、移設・更新または代替手段（例：電光掲示板等情報案内板での掲示等）とするか協議とします。
73	45	3	2	(2)	12)		オ		サイン計画	施設案内図には民間提案施設の入居テナントの名称およびロゴ等を記載できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。ただし、各種法令等（本市屋外広告物条例・公共サインデザインマニュアル等）を遵守してください。特に、色彩等デザインについても規制がありますので、ご注意ください。
74	48	3	2	(3)	2)		ソ		平面・動線計画	「管理者専用部分」とは、管理事務室、市担当課分室、機械室と想定していますが他にありますか。	防災備蓄倉庫も管理者専用部分と想定しています。
75	48	3	2	(3)	3)				諸室計画	公園全体の受付や管理業務等を行う諸室を新体育館、新陸上競技場と別棟として計画することは可能でしょうか。	ご理解の通り、西宮市都市公園条例上の建蔽率などの順守事項に留意し、要求する施設を全て計画した上で、余剰スペースがある場合は可能です。
76	49	3	2	(3)	3)	①	ア	g	諸室計画	「高所作業車」につき、資料-14、資料-15に見当たりませんが、事業者の提案によるという理解でしょうか。	ご理解の通りです。ただし、「高所作業車」は備品として必ずしも必要とするものではなく、修繕・更新時など必要に応じて事業者や工事業者等でレンタルで用意することなどを想定しています。
77	50	3	2	(3)	3)	①	エ		諸室計画	武道場玄関に掲出している看板について、現地見学会にて確認したところ、1枚板ではなく、ベニヤ合板の看板であり、すでに側面などが剥がれています。貴市と協議の上、修復について費用や意匠面で難しいとなった場合、新しい看板を設置して良いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。体育館・武道場にふさわしいものとなるよう計画してください。
78	51	3	2	(3)	3)	①	カ	g	諸室計画	更衣室のロッカー・ベンチの数について、「資料15新設備品リスト」に50台見込まれております。こちらの台数は参考とし、数量については適宜事業者側にて見込むという認識で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。部屋の広さや利用者数想定などを踏まえ、利用者にとって利便性と快適性を兼ね備えた施設となるように計画してください。
79	52	3	2	(3)	3)	①	ク	f	諸室計画	本項において、「f」が空白になっております。「f」の削除漏れでしょうか。記載漏れでしょうか。	削除漏れですので、修正いたします。
80	52	3	2	(3)	3)	①	ク	f	諸室計画	fの要求水準は無しという認識で宜しいでしょうか。	要求水準書に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分を除くNo.79を参照ください。
81	52	3	2	(3)	3)	①	ケ	g	諸室計画	スポーツネットにしのみやの開設日が4月1日であれば、4月1日が開業準備期間であっても、回線使用料について事業者の負担は発生しないと理解してよろしいでしょうか。	西宮中央運動公園内の「スポーツネットにしのみや」対象施設については、抽選・予約申込や予約確認などのため開業準備期間中からシステムを稼働させておく必要があると考えられます。よって、当該回線の開通が年度途中である場合は、年度末までの回線使用料は事業者負担とします。
82	52	3	2	(3)	3)	①	ケ	f	諸室計画	現施設事務室に設置されている市の無線アクセスポイントや無線ルータを移設すれば、「スポーツネットにしのみや」の利用が可能と考えてよろしいのでしょうか。追加で用意が必要な機器があれば、ご教示ください。	基本的には、移設で対応可能です。「スポーツネットにしのみや」に必要な機器類は、原則として市が用意しますが、詳細は協議とします。
83	52	3	2	(3)	3)	①	コ		諸室計画	市担当課分室に設置する電話回線については、回線の設置のみを事業者で行い、申込み手続きや電話回線使用料等の費用負担は貴市という理解でよろしいでしょうか。	事業者負担とします。なお、管理事務室との回線接続方法など詳細は協議とします。
84	53	3	2	(3)	3)	①	セ	d	諸室計画	「傘立て」や「傘置き場」とありますが、資料-14、資料-15に見当たりません。設置は事業者の提案によるという理解でしょうか。	ご理解の通りです。傘に付着した水分を吸収する機器の設置など、さまざまな提案があるものと考えられ、「傘立て」などを含めて個別の備品名は掲載しておりません。
85	54	3	2	(3)	3)	①	タ	f	諸室計画	備蓄品のリストはございますでしょうか。	中央体育館にて保管する備蓄品リストはありませんが、市全体の備蓄品リストはあります。市HPの地域防災計画資料編を参照してください。

No.	頁	第	1	(1)	1)	①	ア	a	項目名	質問内容	回答
86	54	3	2	(3)	3)	②			諸室計画	公園全体の受付や管理業等を行う諸室を新陸上競技場の諸室として計画することは可能でしょうか。	要求水準書P48 2)スに示す通り、新中央体育館の管理事務室を公園全体の運営・維持管理の中核とした上で、新陸上競技場に管理業務を行う諸室を追加提案いただくことは可能です。
87	56	3	2	(3)	3)	②	ク	b	諸室計画	外周柵は、侵入防止機能が発揮できれば良いと理解しても宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
88	61	3	2	(3)	6)	⑤	オ		電気設備計画	動力制御盤の設置位置が記載されていますが、対象負荷の最寄りに設置することで宜しいでしょうか。	要求水準書内容を踏まえ、維持管理のしやすさを考慮した上で提案をしてください。
89	61	3	2	(3)	6)	③	コ		電気設備計画	非常用発電設備の燃料について、点検などで使用した場合の燃料補給は事業者の費用負担にて実施し、災害時など非常時に非常用発電設備を使用した場合の燃料補給は貴市の費用負担にて実施するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
90	62	3	2	(3)	6)	⑥	ウ		電気設備計画	「事業期間が終了したときは、原則として事業者の責任において太陽光発電設備は撤去すること」とありますので、太陽光発電施設は電力供給会社が事業期間中所有することも可能との理解でよろしいでしょうか。また、その場合、使用料・貸付料は減免されるとの理解でよろしいでしょうか。	前段について、要求水準を満たす限りにおいて、可能とします。ただし、当該設備の設置費用を入札価格に含めない場合であって、当該設備の所有権が市になく、第三者の所有となる場合は、自主事業（「要求水準書」P135～参照）となります。後段について、当該設備の設置場所・占有面積・使用目的・用途などの詳細は協議によることとなりますが、使用料等減免については、公益上特別の事由で減免を必要と認めるか否かにより市が判断します。なお、当該設備の設置費用を入札価格に含める場合（所有権を市に移転する場合）は、自主事業ではなく施設整備業務に含まれるため、目的外使用料等はかかりません。
91	62	3	2	(3)	6)	⑥	ウ		電気設備計画	上記質問と同様に電力貯蔵設備についても電力供給会社が事業期間中所有することが可能と理解でよろしいでしょうか。また、その場合、使用料・貸付料は減免されるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分を除くNo.90を参照ください。
92	62	3	2	(3)	6)	⑦	エ		電気設備計画	西宮市の公衆無線LAN整備事業との連携を図るとは、具体的にどのような内容でしょうか。フリーWi-Fiサービスマシ「NISHINOMIYA_CITY_Free_Wi-Fi」を利用可能とすることででしょうか。	中央体育館に設置するフリーWi-FiのSSID名については、市が各拠点に設置する西宮市公衆無線LANのSSIDと混同しないように協議をお願いいたします。
93	62	3	2	(3)	6)	⑦	エ		電気設備計画	災害時においても避難所利用者が公衆無線LANを利用できる場所を敷地内で1箇所以上計画するとありますが、公衆無線LAN設備を設ける予定の新中央体育館で避難所利用者にご利用想定として良いでしょうか。	ご理解の通りです。なお、平常時に使用している設備を災害時にも利用する形としていただいで構いません。
94	63	3	2	(3)	6)	⑧	キ		電気設備計画	「緊急告知ラジオの管理」については記載されていますが、「緊急地震速報の管理」については記載されていません。これは緊急地震速報のランニングコストは、貴市がご負担されるということでしょうか。	緊急地震速報は緊急告知ラジオを通じて放送されますので、それに伴う施設管理は施設管理者によるものとなります。
95	63	3	2	(3)	6)	⑩	イ		電気設備計画	音響の目標性能の基準はありますか。 (メインアリーナ、サブアリーナ) 伝送周波数特性は何dB以内でしょうか。 音圧レベル分布は偏差何dB以内でしょうか。 最大再生音圧レベルは何dB (SPL) 以上でしょうか。	想定されるイベントに適切な仕様としつつ、具体的な目標性能は事業者の提案に委ねます。
96	63	3	2	(3)	6)	⑩	ウ		電気設備計画	安全拡声利得の具体的な目標値はありますか。 住宅環境に影響を及ぼさないよう、陸上競技場の拡声範囲はスタンドからサッカー場の中心あたりを境界としてよいでしょうか。	想定されるイベントに適切な仕様としつつ、具体的な目標性能は事業者の提案に委ねます。
97	64	3	2	(3)	6)	⑫	ア		電気設備計画	電波時計の場合は、親子時計である必要はないと存じますが、その理解でよろしいでしょうか。	建物内の時計は全ての部屋で電波状況が良いとは限らないため、要求水準書の通り原則親子時計とします。ただし、電波状況が明らかに良い箇所については、事業者の提案に委ねます。
98	71	4	2	(1)	2)	①	ウ		設計及び設計関連業務に関する留意事項	予備調査における試掘坑は20m間隔で3m×3mとなっていますが、今回の確認調査におけるメッシュは3m×3m～10m×10mとなっています。 今回の確認調査における試掘坑はどのくらいのサイズを想定していますでしょうか。	今回の確認調査における試掘坑の規模は3m×3mを想定しています。メッシュのピッチは調査箇所によって10mピッチと15mピッチを併用する想定をしています。
99	73	4	2	(1)	2)	⑥	ア		設計及び設計関連業務に関する留意事項	「実施設計完了後に本要求水準書に適合しない箇所が発見された場合は、事業者の責任及び費用負担において本要求水準書を満足させる変更を行うものとする。」との内容については、打合せ等により双方の合意により変更したものは適用外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
100	73	4	2	(1)	2)	⑥	イ		設計及び設計関連業務に関する留意事項	「市は、実施設計の内容に対し、工期及び費用の変更を伴わず、かつ事業者の提案の範囲を逸脱しない範囲で、変更を求めることができるものとする。」との内容については、実施設計完了段階では大幅な設計業務の手戻りとなり事業工程に影響を及ぼす可能性があるため、作図完了前の打合せをお願いします。	作図完了前の打合せとします。
101	75	4	2	(2)	1)		ウ		建設及び建設関連業務に関する基本方針	建設にあたって必要な関係官公庁との協議に起因する遅延については、事業者が責任を負うこととの記載がございますが、事業者に責がないものは事業者負担ではないという理解でよろしいでしょうか。	事業者負担とします。

No.	頁	第	1	(1)	1)	①	ア	a	項目名	質問内容	回答
102	76	4	2	(2)	2)	②			建設及び建設関連業務に関する留意事項	本事業の工事期間中に本事業区域内及び近傍エリアにて工事がある場合、工事発注者及び工事事業者等と十分に調整を行うこと、との記載がございますが、現時点で貴市が把握している工事等があればご教示下さい。	特に把握はしておりません。
103	76	4	2	(2)	2)	①	シ		建設及び建設関連業務に関する留意事項	公園の占用について、念のために確認します。工事にかかる仮設エリアについては、占用料は発生しないという理解でよろしいですね。	ご理解の通りです。
104	85	4	2	(5)			イ	d	備品等の設置業務	スポーツ教室やイベント等の自主事業に必須備品や提案備品を使用することは可能ですか。	ご理解の通りです。
105	85	4	2	(5)			エ		備品等の設置業務	現在既設リース品があれば、その機器と、機器設置者（貴市、指定管理者様など）、残存期間、および年間リース料をご教示頂けますでしょうか。	現在リース品は以下のとおりです。 <b>【市設置】</b> ①LED照明設備一式 @中央テニスコート 三井住友ファイナンス&リース株式会社 期間8年（R05/03/01～R13/02/28） 税込年額 590,040円 （総額 4,720,320円） ②人工芝設備一式 @中央テニスコート 三井住友ファイナンス&リース株式会社 期間5年（R05/03/01～R10/02/28） 税込年額 3,038,640円 （総額 15,193,200円） ③AED1台 @中央体育館1階 玄関ロビー 総合警備保障株式会社 阪神支社 期間5年（R02/04/01～R07/03/31） 年額 26,400円（総額 132,000円） ※契約は7台で月額15,400円のため 1台2,200円で中央の1台分のみ算出 <b>【指定管理者設置】</b> ①第一駐車場機器 @河原町駐車場 東京センチュリー 期間1年（R04/09/01～R05/08/31） 年額 137,016円 ※再リース中。2011.9当初リース開始 ②第二駐車場機器 @中屋町駐車場 東京センチュリー 期間1年（R05/04/01～R06/03/31） 年額 101,640円 ※再リース中。2014.4当初リース開始 ③その他、デジタルレコーダー・液晶モニター式@駐車場、電話機、コピー機があるが、本事業の事業者への引継ぎは行いません。（指定管理者で処分）
106	85	4	2	(5)			ア		備品等の設置業務	備品とは、原則として次の要件を満たすものとして、「比較的長期（おおむね2年以上）にわたり使用に耐えるものであって、かつ税込金額 50,000 円以上であること。」とありますが、資料15-1新設備品リストにおいて、ほうき等も含まれており上記要件を満たしていないであろう備品等も記載されています。「」部分の記載の意図について、ご教示いただけますでしょうか。	資料15-1は「備品等」のリストであり、「備品」以外の物も参考として記載しております。なお、「ほうき」については陸連公認4種取得のために必要な用具となるので、参考のために登録しました。
107	87	4	2	(6)		⑤	ア		その他の業務	資料として配布されている測量図に加えて改めて測量が必要という認識で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
108	88	5	1	(4)					実施体制	「開業準備期間開始の2ヶ月前までに第6-2-(1)「実施体制」に示す「維持管理業務責任者」を配置すること。」とありますが、「配置」とは「常駐させる」という意味合いでしょうか。	常駐は必要ではありません。「選任」をし、必要に応じて市と協議できる体制を整えてください。
109	88	5	1	(4)					実施体制	開業準備業務の実施体制について、『開業準備期間の2ヶ月前までに・・・「維持管理業務責任者」を配置すること。』とあります。一方、98ページには、『「維持管理業務責任者」1名のほか、必要に応じて各業務の責任者を選任し、開業準備期間開始の2ヶ月前までに、「統括管理責任者」が内容を確認の上、市の承認を得ること。』とあります。開業準備期間開始の2ヶ月前までに行う必要があるのは維持管理業務責任者の「配置」でしょうか、「選任」でしょうか。仮に「配置」であるとした場合、ここでいう「配置」とは常駐をさせるという意味でしょうか。	要求水準書に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分を除くNo.108を参照ください。
110	91	5	2	(4)					開業準備期間中の本施設の維持管理業務及び運営準備業務	新中央体育館引渡までの間、現施設の事務室の一部を貸与いただける旨の記載があります。 ・当該貸与される諸室は現管理者様と同居する形の想定でしょうか。 ・事業者が貸与いただける諸室スペースの規模について概要を御教示ください。	ご理解の通りです。現体育館の管理事務室を共用（同居）する形を想定しています。なお、事業者が必要とする諸室（例：担当者控室）等については、詳細協議とします。
111	93	6	1	(3)					業務の対象範囲	植栽維持管理業務につき、「事業対象敷地内全体」とありますが、公共施設（消防署）の敷地については業務対象から除外という理解でよろしいでしょうか。	入札説明書に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分を除く※No.3を参照ください。
112	93	6							維持管理に関する要求水準	現地見学会に参加した際、現状の維持管理の品質レベルに比べ、要求水準書の管理レベルが高く、乖離が大きいと考えています。事業期間中の維持管理の品質レベルは、現行の品質レベルと同等の管理を想定されているでしょうか。	維持管理の品質レベルは事業者の提案に委ねますが、要求水準書内容を満たす提案としてください。
113	94	6	1	(5)					費用負担	事業者負担となる光熱水費について、事業者が契約主体となり、契約相手先となる小売電気事業者は、事業者の任意で選択できるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

No.	頁	第	1	(1)	1)	①	ア	a	項目名	質問内容	回答
114	95	6	1	(7)			エ		仕様	「変更箇所を反映」とありますが、整備当初の設計図書や完成図書、あるいは竣工図の記載を改める（書き換える）ことは、不可あるいは現実的ではないと存じます。 「反映」とは、【修繕・更新により変更となった後の新しい図書・図面を、修繕等の履歴とともに併せ持っておき、整備当初の図書や図面には但し書きを付しておく等で変更したことがわかりやすい状態にしておく】、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
115	96	6	1	(8)			オ		修繕・更新	「変更箇所を反映」とありますが、整備当初の設計図書や完成図書、あるいは竣工図の記載を改める（書き換える）ことは、不可あるいは現実的ではないと存じます。 「反映」とは、【修繕・更新により変更となった後の新しい図書・図面を、修繕等の履歴とともに併せ持っておき、整備当初の図書や図面には但し書きを付しておく等で変更したことがわかりやすい状態にしておく】、という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分を除くNo. 114を参照ください。
116	96	6	1	(8)			ア・イ		修繕・更新	予め事業者が予想できない、市民や利用者からの要望や利用者等による想定以上の修繕工事等の費用負担は、市と協議させていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者負担とします。
117	96	6	1	(11)			イ		保険	運営・維持管理期間に事業者が火災保険に加入し、市は火災保険には加入しないということでしょうか。	市は全国市有物件災害共済会の保険に加入しますが（参考URL：https://city-net.or.jp/products/mutual/）、事業者の業務上の失火による損害に起因して第三者が保険金を市に支払った場合の求償に備えるため、必要な保険に加入してください。
118	97	6	1	(12)			ア		事業期間終了時の要求水準	「少なくとも事業期間終了後1年以内は～修繕・更新が必要とならない状態を基準」とありますが、法令等により修繕・更新の周期が定められているものについては、LCC低減の観点からも、当該基準の例外として認識してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。ただし、個々の詳細は協議とします。
119	98	6	2	(1)	1)		ア		業務責任者	各業務責任者に関しまして、維持管理業務責任者がその他の業務責任者を兼任することは可能でしょうか。	不可です。維持管理業務責任者と運営業務責任者は別の人物としてください。事業者が必要に応じて選定する各維持管理業務の責任者と維持管理業務責任者の兼務については、事業者の提案に委ねます。
120	98	6	2	(1)	1)		ア		業務責任者	維持管理業務責任者は、各業務責任者を一部兼務することは可能でしょうか。	要求水準書に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分を除くNo. 119を参照ください。
121	98	6	2	(1)	1)		ウ		業務責任者	維持管理業務責任者について、全ての開館日・開館時間で常駐することは現実的に難しいため、不在時は他の維持管理業務担当者や運営業務担当者と連携し、業務に支障が出ないよう、効率的な体制を提案して良いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
122	98	6	2	(1)	1)		ウ		業務責任者	『供用開始後、「維持管理業務責任者」は、原則として運動施設の開館時間は本件施設に常駐するもの』とありますが、新中央体育館の引き渡しの期間においても原則が適用され「維持管理業務責任者」の常駐が必要であるということでしょうか。	ご理解の通りです。最初に供用開始する施設の供用開始後、「維持管理業務責任者」は原則として運動施設の開館時間は本件施設に常駐するものとしておりますため、例えば新陸上競技場が最初に供用した場合には、新中央体育館の引き渡しの期間においても、常駐が必要です。なお、実施体制の詳細は協議とします。
123	98	6	2	(1)	1)		ウ		業務責任者	『供用開始後、「維持管理業務責任者」は、原則として運動施設の開館時間は本件施設に常駐するものとし、』とありますが、8ページ記載のスケジュールに沿って事業を進めた場合、新陸上競技場の供用開始（2027年4月）～新中央体育館の引き渡し（2027年8月末）までは運営・維持管理の対象は新陸上競技場のみとなります。この期間においても「維持管理業務責任者」の常駐は必要でしょうか。	要求水準書に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分を除くNo. 122を参照ください。
124	98	6	2	(3)	1)				基本計画書	『運営・維持管理期間中の共通計画として「基本計画書」を作成し、…中略…最初に供用開始する施設の供用開始の3ヶ月前までに市に提出し、承認を受けること。』とありますが、その際提出する基本計画書には、新陸上競技場のみならず、新中央体育館や公園等施設など運営・維持管理期間に事業者が管理するすべての施設を対象とした内容を記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。ただし、個々の詳細は協議に応じます。
125	99	6	2	(3)	3)				長期修繕計画書	「事業期間中の「長期修繕計画書」を作成し、…中略…最初に供用開始する施設の供用開始の2ヶ月後までに市に提出し、承認を受けること。」とあります。仮に新陸上競技場が先に供用開始し、「最初に供用開始する施設の供用開始の2ヶ月後」の時点で新中央体育館が竣工していない場合、新中央体育館の完成図の発行を待たずに長期修繕計画書を作成・提出する必要があるという理解でよろしいでしょうか。	「長期修繕計画書」の作成は最初に供用開始される施設の供用開始の2か月後までに実施していただきます。ただし、各施設は段階的に供用開始されることが想定されるため、公園全体が供用開始されるまで逐次改定作業を行っていただくことも想定しています。そのため、質問のケースでは、新中央体育館に係る長期修繕計画内については、竣工後の改定作業の中で作成頂くことも可とご理解ください。
126	101	6	2	(4)	2)		エ		各種管理台帳の作成、記録	「変更箇所を反映」とありますが、整備当初の設計図書や完成図書、あるいは竣工図の記載を改める（書き換える）ことは、不可あるいは現実的ではないと存じます。 「反映」とは、【修繕・更新により変更となった後の新しい図書・図面を、修繕等の履歴とともに併せ持っておき、整備当初の図書や図面には但し書きを付しておく等で変更したことがわかりやすい状態にしておく】、という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分を除くNo. 114を参照ください。

※入札参加資格審査に関する部分を除く

No.	頁	第	1	(1)	1)	①	ア	a	項目名	質問内容	回答																																																																																																																																																																																														
127	104	6	3	(1)	3)	⑤	エ	b	要求水準	防災行政無線屋外拡声局にかかる電気料金の、これまでの実績をご教示ください。	資料を別途用意しましたので、入札提案書類の受付日（令和5（2023）年9月27日）までに担当課にご請求いただきましたら、メールでお送りします。																																																																																																																																																																																														
128	105	6	3	(3)	3)	②			要求水準	非常用発電機の定期点検について、現在の点検方法や頻度をご教示願います。（負荷点検や模擬負荷点検等）	非常用発電機については、専門業者により年1回（直近は令和5年2月）、点検を行っています。なお、負荷運転点検の直近実施年月は令和4年12月です。																																																																																																																																																																																														
129	105	6	3	(3)	3)	③			要求水準	エレベーターの定期点検については、メーカー系保守会社によるフルメンテナンス契約が必須となりますでしょうか。	ご理解の通りです。																																																																																																																																																																																														
130	107	6	3	(6)	1)	①			業務の目的	「施設的美観と衛生を保つこと」とありますが、現在の体育館や武道場の清掃美観レベルを維持できれば良いということでしょうか。	新設された施設として、経年劣化を除き、常時、清潔で高い水準の快適な環境を維持し、全体的に良好な状態を維持することをいいます。																																																																																																																																																																																														
131	107	6	3	(6)	1)	③			業務の目的	現在のごみや資源物等の処分量をご教示ください。	令和3年度及び令和4年度の実績値を以下のとおり開示します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="10">西宮中央運動公園内施設 塵芥集計表</th> </tr> <tr> <td colspan="10"><small>※対象は中央体育館・陸上競技場・多目的グラウンド・テニスコート・西宮スポーツセンターです。下表の数値はあくまで目安となります。</small></td> </tr> <tr> <th rowspan="3">月</th> <th colspan="3">令和3年度</th> <th rowspan="3">不燃 (kg)</th> <th colspan="3">令和4年度</th> <th rowspan="3">不燃 (kg)</th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <th colspan="3">可燃 (袋数)</th> <th colspan="3">可燃 (袋数)</th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <th>30L</th> <th>45L</th> <th>90L</th> <th>30L</th> <th>45L</th> <th>90L</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4月</td><td>89</td><td>99</td><td>91</td><td></td><td>88</td><td>113</td><td>65</td><td>13</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td>5月</td><td>88</td><td>108</td><td>66</td><td>4</td><td>55</td><td>116</td><td>60</td><td>10</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td>6月</td><td>104</td><td>127</td><td>74</td><td>10</td><td>54</td><td>95</td><td>40</td><td>13</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td>7月</td><td>98</td><td>154</td><td>131</td><td>8</td><td>3</td><td>115</td><td>24</td><td>19</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td>8月</td><td>80</td><td>214</td><td>169</td><td>10</td><td>5</td><td>102</td><td>16</td><td>20</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td>9月</td><td>95</td><td>204</td><td>157</td><td>23</td><td>2</td><td>104</td><td>46</td><td>23</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td>10月</td><td>114</td><td>139</td><td>100</td><td>22</td><td>2</td><td>117</td><td>67</td><td>41</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td>11月</td><td>130</td><td>155</td><td>89</td><td>23</td><td>8</td><td>127</td><td>53</td><td>43</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td>12月</td><td>113</td><td>127</td><td>94</td><td>22</td><td>17</td><td>124</td><td>75</td><td>34</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td>1月</td><td>102</td><td>119</td><td>46</td><td>27</td><td>6</td><td>120</td><td>61</td><td>38</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td>2月</td><td>69</td><td>85</td><td>39</td><td>10</td><td>4</td><td>97</td><td>41</td><td>37</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td>3月</td><td>98</td><td>116</td><td>125</td><td>29</td><td>11</td><td>163</td><td>34</td><td>37</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,180</td><td>1,647</td><td>1,181</td><td>188</td><td>255</td><td>1,393</td><td>582</td><td>328</td><td colspan="2"></td></tr> </tbody> </table>	西宮中央運動公園内施設 塵芥集計表										<small>※対象は中央体育館・陸上競技場・多目的グラウンド・テニスコート・西宮スポーツセンターです。下表の数値はあくまで目安となります。</small>										月	令和3年度			不燃 (kg)	令和4年度			不燃 (kg)			可燃 (袋数)			可燃 (袋数)					30L	45L	90L	30L	45L	90L			4月	89	99	91		88	113	65	13			5月	88	108	66	4	55	116	60	10			6月	104	127	74	10	54	95	40	13			7月	98	154	131	8	3	115	24	19			8月	80	214	169	10	5	102	16	20			9月	95	204	157	23	2	104	46	23			10月	114	139	100	22	2	117	67	41			11月	130	155	89	23	8	127	53	43			12月	113	127	94	22	17	124	75	34			1月	102	119	46	27	6	120	61	38			2月	69	85	39	10	4	97	41	37			3月	98	116	125	29	11	163	34	37			合計	1,180	1,647	1,181	188	255	1,393	582	328		
西宮中央運動公園内施設 塵芥集計表																																																																																																																																																																																																									
<small>※対象は中央体育館・陸上競技場・多目的グラウンド・テニスコート・西宮スポーツセンターです。下表の数値はあくまで目安となります。</small>																																																																																																																																																																																																									
月	令和3年度			不燃 (kg)	令和4年度			不燃 (kg)																																																																																																																																																																																																	
	可燃 (袋数)				可燃 (袋数)																																																																																																																																																																																																				
	30L	45L	90L		30L	45L	90L																																																																																																																																																																																																		
4月	89	99	91		88	113	65	13																																																																																																																																																																																																	
5月	88	108	66	4	55	116	60	10																																																																																																																																																																																																	
6月	104	127	74	10	54	95	40	13																																																																																																																																																																																																	
7月	98	154	131	8	3	115	24	19																																																																																																																																																																																																	
8月	80	214	169	10	5	102	16	20																																																																																																																																																																																																	
9月	95	204	157	23	2	104	46	23																																																																																																																																																																																																	
10月	114	139	100	22	2	117	67	41																																																																																																																																																																																																	
11月	130	155	89	23	8	127	53	43																																																																																																																																																																																																	
12月	113	127	94	22	17	124	75	34																																																																																																																																																																																																	
1月	102	119	46	27	6	120	61	38																																																																																																																																																																																																	
2月	69	85	39	10	4	97	41	37																																																																																																																																																																																																	
3月	98	116	125	29	11	163	34	37																																																																																																																																																																																																	
合計	1,180	1,647	1,181	188	255	1,393	582	328																																																																																																																																																																																																	
132	109	6	3	(6)	3)	④	キ		要求水準	敷地内には24時間入れることから、不法投棄の処分費用は、事業者のみの負担でなく、市との折半等、協議事案として検討して頂けないでしょうか。	事業者負担とします。																																																																																																																																																																																														
133	110	6	3	(8)	3)				要求水準	「警備業務は、365日24時間対応とすること。」 「夜間及び休館日は機械警備を基本とし」とありますが、日中の防犯・防災監視は運営業務として対応することで、開館日・日中の警備員の常駐を必須とはしていないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。																																																																																																																																																																																														
134	110	6	3	(8)	3)				要求水準	「警備業務は、365日24時間対応とすること。」 「夜間及び休館日は機械警備を基本とし」とありますが、開館時間内について、警備員の常駐は必要でしょうか。	要求水準書に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分を除くNo.133を参照ください。																																																																																																																																																																																														
135	111	6	3	(9)	3)		エ		修繕・更新の考え方	「なお、一時期に全面的に修繕する行為は「大規模修繕」とし、本事業では想定しない。」とありますが、特に既存施設（テニスコート、第2駐車場）は、事業者による整備対象では無いため、事業期間中に大規模修繕（全面的な修繕）が必要となる可能性があります。そのため、既存施設については一定金額以下（1件当たり250万円）の修繕についてのみ事業者で実施する、としていただけないでしょうか。	原文の通りとします。																																																																																																																																																																																														
136	112	6	3	(9)	4)	②	カ		要求水準	「公認陸上競技場規定等」の将来の改正内容を事業者が予測する事は困難と思われ。事業者が予想できない上記改正に伴う施設の修繕や備品の更新費用については市との協議ではなく、市の負担としていただけますよう要求水準書の見直しは可能でしょうか。	原文の通りとします。 公認陸上競技場規程等の改正に伴う施設の修繕や備品の更新については、原則として事業者負担です。ただし、大規模な施設改変や備品更新が必要となる場合は、個別具体的な内容を踏まえて協議の上、負担者を決定します。																																																																																																																																																																																														
137	112	6	3	(9)	4)	②	カ		要求水準	陸上競技場公認に関するルールの変更に伴う必要な施設の修繕及び更新に係る費用は市の負担という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分を除くNo.136を参照ください。																																																																																																																																																																																														
138	114	7	1	(6)			ウ		事業者の収入	市・市教委が公用で利用する場合（例：市主催事業・選挙時の開票所等）、施設使用料等は免除扱いとする。国政選挙などの場合は、別途協議とする。と要求水準へ記載があるが、資料26、8頁では※市議選・市長選以外の選挙（国政選挙、県議選等）及び国民投票については、原則として免除扱いとしない。と記載がありますが、市選挙以外については通常料金を徴収しても問題ない認識で良いですか？もしくは別途協議になるのか、いかがでしょうか。	市議選・市長選以外の選挙については、公用扱いですが、減免対象外とします。 また、国民投票の場合は別途協議とし、住民投票のみ場合は市議選・市長選に準じることとします。 なお、詳細はその時点での協議とします。																																																																																																																																																																																														

No.	頁	第	1	(1)	1)	①	ア	a	項目名	質問内容	回答
139	116	7	2	(1)	3)		エ		業務担当者	防火管理者は、資格を有する運営業務を担当する従業員にて選任するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
140	122	7	3	(2)	3)				駐車場(第2(中屋町)駐車場を含む)	公園全体が「休園日無し」「常時開園」であることを踏まえ、駐車場を24時間開場とすることは可能ですか。	可としますが、24時間化に伴う弊害(近隣対策や放置車両対策など)に適切かつ迅速に対応できることを必須とします。
141	123	7	3	(2)	3)	②			駐車場(第2(中屋町)駐車場を含む)	駐車場開場時間の24時間化を検討していますが、過去に周辺から24時間化を反対された、周辺との協定が存在するといったことはありますでしょうか。	特段、ありません。
142	123	7	3	(2)	3)	②			駐車場(第2(中屋町)駐車場を含む)	駐車場開場時間の24時間化が難しい場合、出庫だけは24時間化することは可能ですか。	可としますが、24時間化に伴う弊害(近隣対策や放置車両対策など)に適切かつ迅速に対応できることを必須とします。
143	123	7	3	(3)	2)				利用形態	選挙の開票所としてメインアリーナ等を優先利用されることですが、同日にメインアリーナ等で興行やイベントを企画しており、延期や中止が難しい場合は、優先利用を別の場所にしていただく等、貴市のご配慮を頂戴できますでしょうか。	選挙の執行が最優先となります。そのうえで、代替措置については協議には応じますが、対応できるかは保証できません。 なお、議会解散や首長辞職などの突発的事由による場合は事前把握が困難です。選挙期日が決定した場合、できる限り速やかに連絡いたします。ただし、直前で変更される可能性もあります。 また、参考として、選挙期日の決定日～選挙期日が最も短くなった衆院選の場合、選挙期日20日前に決定しています。任期満了に伴う選挙については、先行予約調整会議までに選挙管理課と調整し、複数の候補日を予約しています。
144	125	7	3	(3)	4)				予約の優先順位	表4において優先順位①に該当する各団体の先行予約について、年間を通じて月に複数回行われるスポーツ教室のような事業を行う場合も優先順位②である事業者優先して予約がなされるということですか。	ご理解の通りです。ただし、優先順位が高位の者との協議が可能となる場合があります。
145	125	7	3	(3)	4)				予約の優先順位	表4において優先順位①に該当する各団体の先行予約について、年間を通じて月に複数回行われるスポーツ教室のような事業を行う場合も優先順位②である事業者優先して予約がなされるということですか。	要求水準書に関する質問・回答書(第1回)※入札参加資格審査に関する部分を除くNo.144を参照ください。
146	125	7	3	(3)	4)				予約の優先順位	表4において優先順位①に該当する各団体の先行予約について、年間を通じて月に複数回行われるスポーツ教室のような事業を行う場合も優先順位②である事業者優先して予約がなされるということですか。	要求水準書に関する質問・回答書(第1回)※入札参加資格審査に関する部分を除くNo.144を参照ください。
147	125	7	3	(3)	4)				予約の優先順位	表4において優先順位①に該当する各団体の先行予約について、年間を通じて月に複数回行われるスポーツ教室のような事業を行う場合も優先順位②である事業者優先して予約がなされるということですか。	要求水準書に関する質問・回答書(第1回)※入札参加資格審査に関する部分を除くNo.144を参照ください。
148	125	7	3	(3)	4)				予約の優先順位	表4において優先順位①に該当する各団体の先行予約について、年間を通じて月に複数回行われるスポーツ教室のような事業を行う場合も優先順位②である事業者優先して予約がなされるということですか。	要求水準書に関する質問・回答書(第1回)※入札参加資格審査に関する部分を除くNo.144を参照ください。
149	125	7	3	(3)	4)				予約の優先順位	表4の優先順位①に該当する各団体の先行予約について、いかなる条件においても優先順位②である事業者優先して予約されるということでしょうか。	要求水準書に関する質問・回答書(第1回)※入札参加資格審査に関する部分を除くNo.144を参照ください。
150	125	7	3	(3)	4)				予約の優先順位	表4で示されている、優先順位①に該当する各団体の先行予約について、定期的実施されるスクール事業等を実施される場合も、優先順位②である事業者よりも優先して予約が可能なのでしょうか。	要求水準書に関する質問・回答書(第1回)※入札参加資格審査に関する部分を除くNo.144を参照ください。
151	125	7	3	(3)	4)				予約の優先順位	表4において優先順位①に該当する各団体の先行予約について、年間を通じて月に複数回行われるスポーツ教室のような事業を行う場合も優先順位②である事業者優先して予約がなされるということですか。	要求水準書に関する質問・回答書(第1回)※入札参加資格審査に関する部分を除くNo.144を参照ください。
152	125	7	3	(3)	5)				先行予約利用及び事業者提案利用の考え方	市の先行予約利用通知が前年度9月、日程調整会議が毎年11月上旬とのことですが、大型の興行・イベントの場合は、別途貴市と事業者とで協議させていただきますでしょうか。	要求水準書に関する質問・回答書(第1回)※入札参加資格審査に関する部分を除くNo.144を参照ください。
153	125	7	2	(3)	6)				一般団体利用予約の考え方	「スポーツネットにしのみや」について、「本システムを使用するにあたって、導入当初のプログラム改修経費を負担すること。ただし、特設費用のかからない軽微な改修は除くものとするが、事業者固有の改修費用は事業者が負担すること。」とありますが、この改修費用は、D-I、D-II、D-III、E-I、E-II、E-IIIのどこで費用を見込めばよいでしょうか。	Cを含め、事業者の提案に委ねます。
154	125	7	3	(3)	6)				一般団体利用予約の考え方	事業者固有の改修費用でなければ、事業者の負担は無いと理解してよろしいでしょうか。	新施設でのスポーツネットにしのみや導入後の運用にかかる経費については、応分の負担(施設数や利用件数などに応じたものなど)が必要です。詳細は協議とします。
155	127	7	4	(1)					運営管理業務【共通事項】	公園内行為使用に係る使用料は事業者の収入で宜しいでしょうか。	使用料は市の収入です。
156	134	7	4	(7)	1)				業務内容	「西宮市運動施設条例」に基づき、管理及び利用料金の徴収を行うこと、とあるが、今後、料金変更を含め条例改正についての協議は可能であるか。	利用料金は市が条例に定める上限額の範囲内で、事業者が定めることとしており、条例改正に関する事業者との協議は予定していません。ただし、必要に応じて協議を行うことは可能です。
157	134	7	4	(7)	1)				業務内容	「西宮市運動施設条例」に基づき、管理及び利用料金の徴収を行うこと、とあるが、減免対象については、西宮市運動施設条例施行規則の7条の通りでよいか。	ご理解の通りです。なお、資料26もあわせてご確認ください。
158	134	7	4	(7)	2)			ウ	利用料金	西宮市様関係のパスカードの発行枚数は何枚を想定していますか。	確定枚数ではありませんが、10～20枚程度を想定しています。

No.	頁	第	1	(1)	1)	①	ア	a	項目名	質問内容	回答
159	134	7	4	(7)	2)		ウ		利用料金	無料券に代わり、認証機等の割引可能な機器の利用としてもよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
160	134	7	4	(7)	2)		ウ		利用料金	現在、市の公用車への無料サービス頻度と金額をご教示ください。	現在、体育館を所管しているスポーツ推進課職員が駐車場を公用で使用しているケースが多いです。1年間平均して、週10台分程度、駐車時間は訪問内容により異なりますが、短いときは1時間程度、長いときは終日駐車します。
161	134	7	4	(7)	3)		カ		日常管理業務	自動車・自転車等が放置された場合、個人情報保護法から事業者では所有者が分からない（警察に問い合わせても事業者には開示いただけない）、事業者が他人の所有物を撤去処分するのは法令違反となりかねない等、事業者では対応が困難です。このため、貴市のルール・貴市の経費負担に基づき、貴市と協議しながら放置車両対策を進めさせていただきませんかでしょうか。	原文の通りとします。ただし、個別の詳細については、事案発生時に協議に応じます。
162	134	7	4	(7)	3)				日常管理業務	現在、第二駐車場（中屋町駐車場）にはどのように大型車を入庫させるのでしょうか。（屋根があり入口から出入庫しづらい感じます。）	現状では、中屋町駐車場は大型車の駐車はできません。
163	134	7	4	(7)	3)				日常管理業務	現在どの駐車場も、夜間出庫できない内容となっておりますがその意図をご教示ください。また今後の出入庫時間は、事業者による提案と言う理解でよろしいでしょうか。	前段について、施設の閉館時間に合わせているという運用になっています。後段について、ご理解の通りです。ただし、例えば24時間営業した場合に伴う弊害（近隣対策や放置車両対策など）に適切かつ迅速に対応できることを必須とします。
164	135	7	4	(7)	4)		ウ		大会・イベント等開催時における管理業務	「事前許可制・期間を限定した駐車料金の増額（特定日割増）などの対策」を講じるとあるが、本対策を講じるための事務手続きはどのようにするのか。	駐車場使用料は市が定める条例の範囲内での運用になりますが、特定日割増などについては資料26もあわせてご確認ください。なお、事務手続き（条例・規則等改正を含む。）の詳細は協議とします。
165	136	7	4	(10)	1)	①	エ		基本的な考え方	自動販売機の設置箇所について、特段の制限はないと理解してよろしいでしょうか。	特段の制限はありませんが、公園に相応しい適切な箇所・内容としてください。
166	136	7	4	(10)	1)	①	エ		基本的な考え方	実施方針質疑回答（2023年1月31日付）No.249に目的外使用料等の算出方法の一例が示されましたが、中央体育館の屋上やテラスを使用する場合は「1.ケース2建物（複数階）」から減額されるとの理解でよろしいでしょうか。その場合、建物内部ではないため、土地使用料相当に減額されるとの考えでよろしいでしょうか。	いずれも建物の一部を使用許可する場合に当たり、原則として減額対象とはなりません。
167	136	7	4	(10)	1)	②			基本的な考え方	公園を活用して行うイベントや教室、またプレイヤー配置業務での自主事業など使用面積算出が困難なものについて、どのようにその使用料を計算されるのでしょうか。	公園を活用して行う自主事業については、その都度協議することとなり、事業者からの申し出による、イベント内容・使用面積等に基づき判断し、使用料を決定します。
168	136	7	4	(10)	1)	②			基本的な考え方	第三者への公園内行為使用許可は事業者が行うが、事業者への公園内行為使用許可は貴市が行うという理解でよろしいですか。	ご理解の通りです。
169	137	7	4	(10)	3)	②			広告、ネーミングライツ	ネーミングライツを導入しなくても要求水準未達にはならないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
170	137	7	4	(10)	3)	②			広告、ネーミングライツ	実施方針質疑回答（2023年1月31日付）No.252に「提案した広告やネーミングライツの金額や時期が変動した場合、ペナルティは課されない」と回答がありますが、ペナルティとは違約金等のことであり、提案したサービス対価には変動が生じないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
171	139	8	2	(1)			ア		整備の概要	「民間提案施設は、自己負担で実施される事業かつ独立採算で実施する事業であり、提案は任意である。」とありますが、「任意」とは、提案自体が任意ではなく、形態・業態等が任意であるとの認識でよろしいでしょうか。	提案自体も任意となります。
172	140	8	3	(3)					運営業務	民間提案施設について民間提案施設業務企業からテナント等への賃貸借、転貸、再転貸は可能との理解でよろしいでしょうか。	西宮市都市公園条例第17条に記載の通り、転貸、再転貸は不可です。ただし、都市公園法第5条第1項の許可を受けた民間提案施設企業が店舗を誘致することは同条例第17条には該当せず可とし、詳細は協議によることとします。
173	資料6								埋蔵文化財調査結果	市文化財課による一般的な確認調査において、1日当たり必要な重機サイズ・数量、作業員の人数、測量作業の有無（有であれば手法の制限はあるか）をお教示ください。	市文化財課が実施する一般的な確認調査における調査坑の規模は2m×2mです。この規模の調査に対して1日当たり必要な重機サイズは0.1m、数量は1台です。作業員の人数は3人です。測量作業は有り、手法に制限はありません。ただし、今回の確認調査は通常よりも規模が大きいため、1日当たり必要な重機サイズは0.45m、数量は2台、作業員は6人、測量・図化作業を行う補助員は4人を想定しています。
174	資料7								道路改良計画(案)	西715路線（西側道路改良）の既設舗装の改修範囲（横断面(2)(2)）をご教示下さい。例えば、半車線か全車線を改修するのか？等	車道全幅復旧としますが、道路拡幅部分及び掘削影響部以外は、表層のみ打替えます。
175	資料7								道路改良計画(案)	p2に記載のA～C断面と、p3に記載のNo.3～11の横断面で造成高さ、形状が異なります。横断面を正として宜しいでしょうか。	運動公園側の計画は想定であり、高さ、形状を指定するものではありません。
176	資料8								公安協議事前協議録	本資料は平成29年に実施された内容とお見受けします。しばらく期間を経過しておりますので、現在との状況に変化があるかも知れないと感じておりますが、その後の状況に変更はないものと理解してよろしいでしょうか。	実施に際しては、事業者において道路詳細設計を行い、兵庫県公安委員会と道路法第95条の2第1項の規定による意見照会を行ってください。



No.	頁	第	1	(1)	1)	①	ア	a	項目名	質問内容	回答
177		資料 12-1							新設雨水貯留槽 の要求水準	計画貯留量：3,500m <sup>3</sup> 程度の根拠資料を整理する際に、「重要調整池の設置に関する技術的基準及び解説兵庫県」は30年確率降雨で計画するが、本貯留池は10年確率降雨で計画することとなっております。 「下水道施設計画・設計指針と解説-2019年版」の雨水流出抑制施設の計画から、「重要調整池の設置に関する技術的基準及び解説 兵庫県」を参考に容量設定することとなるのでしょうか。 また、土砂量も見込む必要がありますか。	同指針P.234の「下水道雨水調整池技術基準(案)」、「流域貯留施設等技術指針(案)」を参考に容量を設定願います。 本市の算定概要は、合理式合成法にて雨水引き抜きを行う路線ごとに10年確率降雨でのピーク流出量と下流域の許容流量の差分を貯留する計算としています。 また、雨水貯留槽への土砂量については、現時点での想定は見込んでおりませんが、土砂流出が予想される場合は必要になるケースもあると考えます。
178		資料 12-1							新設雨水貯留槽 の要求水準	計画引抜流量：合計1.932m <sup>3</sup> /s(4水路の合計)をmax量と想定して良いでしょうか。	ご理解のとおりですが、各水路の計画引抜流量は、下流の施設能力等を考慮して決定しているため原則として変更できません。
179		資料 12-1							新設雨水貯留槽 の要求水準	分水堰の高さや幅に関する設定根拠が分かる資料があればご提示下さい。	計画引抜流量は、流量計算書より決定しており、分水堰の高さや幅に関する設定根拠は現時点ではありません。
180		資料 12-1							新設雨水貯留槽 の要求水準	「雨水ポンプ設備には、自動運転を制御し、水位を計測、遠隔監視するための水位計を設けること」とありますが、遠隔監視は、マンボネット以外の監視を想定しているのでしょうか。 マンボネット以外の遠隔監視を想定している場合、遠隔監視先に対する通信装置の設置は対象外との理解で宜しいでしょうか。	想定していません。
181		資料 12-1							新設雨水貯留槽 の要求水準	「ゲート設備の自動運転を実施するために～遠隔監視及び記録するための水位計を設けること」とありますが、遠隔監視及び記録は、マンボネット以外の監視を想定しているのでしょうか。 マンボネット以外の遠隔監視を想定している場合、遠隔監視先に対する通信装置の設置は対象外との理解で宜しいでしょうか。	想定していません。
182		資料 12-1							新設雨水貯留槽 の要求水準	ゲート設備の設置は必要でしょうか。	雨水貯留施設は、降雨のピーク流出量をカットし、貯留することで浸水被害を軽減することを目的としているため、ピーク前の小降雨時に雨水が貯留施設へ流入してしまうと本来の機能を十分に果たせません。それらの制御を固定堰で行うことは、困難と考えていることから、ゲートにて雨水流入を制御し、機能を発現できるようにすることを想定しております。
183		資料 12-2							雨水貯留施設整備 概要図	東415水路から東402水路に接続する導水管渠は工事範囲に含まれますか。	要求水準書P.29に記載のとおり、雨水貯留槽等に関連する導流渠の整備は、含んでおります。
184		資料 12-2							雨水貯留施設整備 概要図	東412水路からの引抜量が1.100m <sup>3</sup> /s(既0.534m <sup>3</sup> /s含む)とありますが、既設雨水貯留槽への引抜量を新設雨水貯留槽に含むとの理解で宜しいでしょうか。	東412水路からの計画引抜流量は、既設雨水貯留槽への引抜量0.534m <sup>3</sup> /sと、新設雨水貯留槽への引抜量0.566m <sup>3</sup> /sの合計1.100m <sup>3</sup> /sを想定しています。
185		資料 12-2							雨水貯留施設整備 概要図	415水路からの引き抜き用の水路を、整備対象敷地外の部分も、新規整備する必要があるという理解でよろしいでしょうか？	要求水準書に関する質問・回答書(第1回)※入札参加資格審査に関する部分を除くNo.183を参照ください。
186		資料 12-2							雨水貯留施設整備 概要図	東415水路から東402水路を経て新設雨水貯留層までの間を「引抜量0.570m <sup>3</sup> /s」という記載がありますが、415水路から402水路の間に引き抜き用の水路を新規整備する必要があるという理解になるのでしょうか。それとも、402水路からの引き抜き用水路の整備のみで良いという理解になるのでしょうか。	資料12-1 P.2および資料12-2に記載のとおり、東415水路から0.696m <sup>3</sup> /s、東402水路から0.570m <sup>3</sup> /sを引き抜くことができるような導流渠の整備を想定しています。
187		資料 14							(参考)主要な諸 室の設備一覧	トイレの空調の欄に○がついておりますが、空調機を設置するのではなく、廊下等から空調空気が流入するような気流計画を行うという理解で宜しいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
188		資料 15							(参考)備品一覧	「※本資料に示す備品以外にも、リスト登載外の備品類や新規購入備品があるので留意すること、※本資料に示す備品については、新体育館開館までに老朽化等により廃棄することがある、」と記載がありますが、残置する備品については事業者にて廃棄・使用の判断を行うという認識で宜しいでしょうか。 また、廃棄する備品についてご教示頂けますでしょうか。	前段について、ご理解の通りです。市と協議しつつ、残置備品の取り扱いを決定するものとします。 後段について、廃棄備品については基準は特にありません。個別の詳細は協議とします。
189		資料 15							(参考)備品一覧	「※本資料に示す備品以外にも、リスト登載外の備品類や新規購入備品があるので留意すること、※本資料に示す備品については、新体育館開館までに老朽化等により廃棄することがある、」と記載がありますが、残置する備品については事業者にて廃棄・使用の判断を行うという認識で宜しいでしょうか。 また、廃棄する備品についてご教示頂けますでしょうか。	要求水準書に関する質問・回答書(第1回)※入札参加資格審査に関する部分を除くNo.188を参照ください。
190		資料 21							アスベスト調査 結果	アスベスト調査結果に記載のないアスベスト含有材の使用が認められた場合、その処理等にもない工期が変動する場合、ペナルティなしで変動を認めていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	工期に関しては、変動が発生する場合、工期延伸に関する追加費用の請求は前提としていませんが、詳細は協議とします。 処理費用に関しては、要求水準書の通りとします。

No.	頁	第	1	(1)	1)	①	ア	a	項目名	質問内容	回答
191		資料26							施設利用料金設定の考え方	資料26に存在しない器具がExcelの様式集にあります。金額設定については事業者提案となりますか？上限額があればお願いします。（例：トランポリン）	資料26 P 5の4表中にない器具を貸出の対象とするかは、事業者の提案に委ねます。金額の設定については、用途や機能に応じた利用者が利用しやすい料金を設定することとし、最終的には条例・規則に規定することとなります。また、別途「自主事業」としてスポーツ用品のレンタルが可能となっていますので、あわせて確認してください。なお、トランポリンは、西宮市運動施設条例施行規則で1台200円と定めています。
192		資料26							施設利用料金設定の考え方	無料開放をする際は施設使用料の納入は必要でしょうか？	現在、体育館で行っている一般開放は、市主催で公用扱いであり、施設使用料は免除としています。これとは別に、事業者が施設の無料開放を実施する場合は、原則として有料扱いとなります。
193		資料26	1						施設利用料金設定の考え方	利用料金収入の3%を市への納付金として納付することありますが、自主事業を実施する際に事業者が自らに支払う利用料金もこれに含まれますか。	含まれます。
194		資料26	1						施設利用料金設定の考え方	利用料金収入の3%を市への納付金として納付することありますが、割引や減免が適用される利用分については、適用後の利用料金に対する3%という理解でよろしいですか。	適用後の利用料金収入に対してとなります。
195		資料26	2						施設利用料金設定の考え方	駐車場利用料金は、減免の障がい者以外は対象外として通常料金を徴収できると理解して宜しいでしょうか。	そのほかに、「公用車の駐車など公用目的や業務用車両の駐車など施設管理目的の場合、施設修繕・物品等の搬出入等のために利用する場合などにおいて、減免制度をもうけること。」と規定しています。
196		資料26	3	(2)					施設利用料金設定の考え方	自主事業を実施する際に事業者が自らに支払う利用料金については、倍率適用無し（1倍）という理解でよろしいですか。	倍率については、他の利用者と同様に適用してください。
197		資料26	6						施設利用料金設定の考え方	冷暖房施設利用料金を施設利用料金に含める事は可能でしょうか。	詳細は協議としますが、可能です。ただし、条例・規則改正、システム改修、設備の使用時と未使用時の時期の設定方法、上乘せ料金の設定方法等の課題が想定されます。
198		資料26	7						施設利用料金設定の考え方	「割引制度」と「減免制度」は同じことを指すものと理解してよろしいでしょうか。異なる場合はその違いをお示しください。	料金を減じるという点では一致しており、減免に際しては条例・規則であらかじめ定めておく必要があります。なお、現施設では割引制度はございませんが、慣行上使い方に若干の相違があります。※参考までに以下に想定例を掲げます。 ①減免制度 ・公用扱いによる免除 ・障害者手帳の提示による免除 ②割引制度 ・自主事業の教室参加者対象にした1時間無料
199		資料26	9	(1)					施設利用料金設定の考え方	減免が適用される各団体の利用について、減免が適用される回数や回数に一定の制限を設けることは可能ですか。	現状の使用実態などをもとに、一定の制限をもうけることは可能です。なお、詳細は協議とします。
200		資料26	9	(1)					施設利用料金設定の考え方	「④外部団体」について、「公益的な事業」には、年間を通じて月に複数回行われるスポーツ教室のような事業は該当しますか。	表中では「自主事業を除く」としており、「自主事業」にはスポーツ教室が含まれます。よって、定期的なスポーツ教室は「公益的な事業」に該当しません。
201		資料29							中央テニスコート・中屋町駐車場の修繕・工事一覧	本資料の対象期間はR4.12月までとなりますが、それ以降で、例えばR5.1月～.3月までの3ヶ月間に実施された当該エリアの修繕・工事一覧がありましたらご教示いただけますでしょうか。	【中央テニスコート（市実施分）】 ①ブロック塀改修電気設備工事 →2月実施、378,400円（税込） →ブロック塀改修工事（12月まで施工）で取り外したナイター照明電気配線等の再接続 ②受変電設備改修工事 →2月実施、3,090,890円（税込） →キュービクルの改修 ③フェンス支柱塗装工事 →2月実施、183,700円（税込） →コート周りのフェンスの塗装剥がれを塗り直すもの（ブロック塀改修工事の範囲外） ④照明用分電盤改修工事 →2月実施、104,500円（税込） →①の工事の追加工事 ⑤会所蓋修繕 →2月実施、249,700円（税込） ⑥排水溝蓋修繕 →2月実施、300,300円（税込） 【中央テニスコート（指定管理者実施分）】 ①屋根防水塗装他修繕 →1月実施、999,944円（税込） ②南側遮光ネット取替修繕 →2月実施、698,500円（税込） ③女子トイレ語り修繕 →3月実施、18,700円（税込） 【中屋町駐車場（市・指定管理者）】 該当なし

No.	頁	第	1	(1)	1)	①	ア	a	項目名	質問内容	回答
202		資料 30							使用料等の考え方	新中央体育館で飲食物等提供を実施する場合伺います。 運営企業が運営業務（のうち自主事業）として実施する場合は貴市への目的外使用料が発生せず、民間提案施設企業が民間提案施設として実施する場合は目的外使用料が発生すると理解しております。 その認識でよろしいでしょうか。	資料30に記載しておりますが、以下をご参照ください。 ①体育館等公共エリア（民間提案施設エリアをのぞく）での「飲食物の販売」：目的外使用料は必要 ②民間提案施設エリアでの「飲食物の販売」：目的外使用料は必要 ※同一の場所で複数の自主事業を行う場合において、重複して目的外使用料が必要となることはありません。
203		資料 30							使用料等の考え方	ここでいう公園使用料を市へ納付する場合というのは、別築の民間提案施設として有料の貸駐車場や貸館を事業者が整備した場合ということでしょうか。これらに該当しない売店等を設置した場合には、公園使用料の市への納付は不要との理解でよろしいでしょうか。	前段はご理解の通りであり、民間提案施設業務に記載の公園使用料を市へ納付する場合というのは、都市公園法第5条の規定による設置管理許可に基づき、公園内に（別築で）便施設等（スポーツジム・飲食店・売店等）を整備する場合です。詳細は、要求水準書P139・第8・「民間提案施設業務に関する要求水準」に記載の通りです。 これらの民間提案施設業務に該当しない売店等についても、要求水準書P136・(10)自主事業、1) ②に記載の通り、公園使用料の納付が必要です。 ※P2最下段（備考欄）に記載のとおり、公園使用料の対象となる施設内で、複数の業務を行う場合において、重複して使用料が必要となることはありません。
204		資料 30							使用料等の考え方	目的外使用料の算出について、その具体的な算出方法をご教示いただけますでしょうか。（基準値、参考値、モデルケース等）	目的外使用料・貸付料・（公園）使用料については、土地及び建物面積・土地及び建物推定時価・固定資産仮評価額によるため、現時点では未定です。  I. 目的外使用料については、西宮市行政財産使用料条例第3条に基づきます。以下に、算出方法の一例をお示しします。 ■ケース1 土地の一部を使用する場合（月額） ・土地推定時価÷土地全体面積×使用面積×2.5/1000 ※円未満切り捨て ■ケース2 建物（複数階）の一部を使用許可する場合（月額） ・建物推定時価÷建物全体面積×使用面積×5/1000＝建物使用料（月額）※円未満切り捨て…① ・土地推定時価÷建物全体面積×使用面積×2.5/1000＝土地使用料（月額）※円未満切り捨て…② ・①+②＝その施設（建物）の使用料 <例：ケース2＝現中央体育館（令和4年3月現在）> >1965年築の中央体育館内1㎡当たりの月額目的外使用料≒1か月当たり・985円/㎡ ■ケース3 建物（平屋建）の一部を使用許可する場合（月額） ・建物推定時価÷建物全体面積×使用面積×5/1000＝建物使用料（月額）※円未満切り捨て…① ・土地推定時価÷土地全体面積×使用面積×2.5/1000＝土地使用料（月額）※円未満切り捨て…② ・①+②＝その施設（建物）の使用料  II. 貸付料は、西宮市公有財産規則第31条に基づきます。 ■建物（複数階）の一部を使用許可する場合（月額） ・建物固定資産仮評価額÷建物全体面積×使用面積×4/1000＝建物使用料（月額）※円未満切り捨て…① ・土地固定資産仮評価額÷建物全体面積×使用面積×4/1000＝土地使用料（月額）※円未満切り捨て…② ・①+②＝その施設（建物）の貸付料  III. （公園）使用料については、西宮市都市公園条例第11条及び、別表第2、別表第2の2に記載の通りです。なお、設置許可に際しての使用料については、西宮市都市公園条例施行規則第10条（令和4年8月22日改正【参考1】）の規定に基づきます。以下に、算出方法の一例をお示しします。 ■土地の一部を使用する場合（月額） ・土地推定時価÷土地全体面積×使用面積×2.5/1000※円未満切り捨て  <例：公園設置許可使用料（令和4年3月現在）> 西宮中央運動公園（河原町）内1㎡当たりの設置許可使用料≒1か月当たり・470円/㎡  （注1）上記金額は年度や建物・土地の推定時価等で変動します。 （注2）建物推定時価については、初年度は市の取得価額となりますが、次年度以降は減価償却と再調達費用を考慮して設定します。 （注3）建物推定時価・土地推定時価の情報に関しては、当該情報を含む「公有財産明細書」を行政資料の閲覧申請によりご確認ください。
205		資料 30							使用料等の考え方	業務の実施年数は事業者の提案によると理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

No.	頁	第	1	(1)	1)	①	ア	a	項目名	質問内容	回答
206		資料 30							使用料等の考 え方	西宮市都市公園条例や西宮市行政財産使用料条例には、保証金や違約金等の記載がありませんので、保証金や違約金等は無しと理解してよろしいでしょうか。その他ペナルティの有無、有る場合はその内容につきご教示願います。	西宮市都市公園条例においては、入札説明書に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分を除くNo.55を参照ください。また、西宮市行政財産使用料条例については、ご理解の通りですが、使用料は原則前納となることにご留意ください。
207		資料 30							使用料等の考 え方	現在のスポーツセンター屋上に設置しているゴルフ打ちっぱなしを仮に再整備施設に設置した場合の形態はいずれになりますか？また、その際の目的外使用料についてもご教授いただきたいです。 例）使用者がいる場合のみ目的外使用料が発生、もしくは常時使用料発生どちらでしょうか。	屋上部分等を含む体育館の「民間提案施設エリア」に設置する場合がありますが、この場合目的外使用料が（常時）必要となります。
208		資料 30				①			使用料等の考 え方	「飲食物の販売」「スポーツ用品等の販売」「スポーツ用品等のレンタル」について、管理事務室でそれを行う場合は目的外使用料の市への納付は不要という理解でよろしいですか。	事務室利用との区別が難しいこと、利用者の利便性向上に資するなどの理由から、不要としています。
209		資料 30				①			使用料等の考 え方	「市が承諾した場合、事業期間中に業務内容を変更することは可能とする」とありますが、例えば「複数の自主事業を展開し、不採算の自主事業のみ継続を断念することは許容される」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
210		資料 30				②			使用料等の考 え方	自主事業業務内容に貸駐車場が含まれているが、市が想定されている貸駐車場の定義をお教えてください。	この場合における想定例ですが、自主事業の参加者に限定した駐車場の設置・運営などです。なお、この場合における駐車台数は、要求水準である「300台程度」に含めないこととしてください。
211		資料 30				②			使用料等の考 え方	現状の駐車場（一般 92 台＋障害者用2台）に代る駐車場として新たに整備する施設は、①体育館等公共エリアに含まれるとして、整備費は市が負担するという認識で相違ないか。それとも②民間提案施設エリアとなるのか。 また、いずれの場合でも、駐車場の設備（ゲート機器、精算機等の駐車場管制機器）についての所有権は事業者という認識ですが、相違ないか。	前段について、要求水準書に示した駐車場（既存の第2（中屋町）駐車場と合わせて300台程度）の整備は①に含まれますが、別途事業者が自主事業として任意で整備した貸駐車場は②に該当します。 後段について、①の場合の設備の所有権は市に帰属しますが、②の場合の設備の所有権は、設備設置費が市負担（入札価格に含まれる場合）ではなく事業者負担の場合は事業者に帰属します。（資料30も参照のこと。）
212		資料 30				②			使用料等の考 え方	民間提案施設エリアを貴市より賃借する事業者とはSPCではなく、自主事業を行う運営企業または民間提案施設企業との理解でよろしいでしょうか。 また、再転貸、再々転貸も可能との理解でよろしいでしょうか。	民間提案施設エリアは、基本的には使用許可の対象ですが、事業者の提案により市が認めた場合には貸付も可としています。 その上で前段について、民間提案施設エリアを賃借する事業者はSPCとご理解ください。 後段について、市の承諾を得ることが前提ですが、当該エリアは転貸まで可であり、再転貸、再々転貸は不可とします。
213		資料 30				②			使用料等の考 え方	民間提案施設内で自主事業を行う場合、民間提案施設の利用料は不要との理解でよろしいでしょうか。	「体育館等公共エリア」における利用料金に相当するものは納付不要です。ただし、「民間提案施設エリア」の目的外使用料は必要となります。
214		資料 30				②			使用料等の考 え方	民間提案施設エリアを設けた場合、そのエリア全体の面積により目的外使用料を算出すると考えられます。そのエリア内に有料ロッカーや自動販売機を設置した際は、別途その設置面積に応じた目的外使用料は不要であるという理解でよろしいですか。	ご理解の通りです。
215		その他								令和5年1月31日に公表されました「要求水準書(案)に関する質疑回答」は本入札公告以降においても有効であるとの理解で宜しいでしょうか。	入札説明書に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分を除くNo.1を参照ください。
216		その他								令和5年1月31日に公表されました「要求水準書(案)に関する質疑回答」は本入札公告以降においても有効であるとの理解で宜しいでしょうか。	入札説明書に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分を除くNo.1を参照ください。
217		その他								令和5年1月31日に公表されました「要求水準書(案)に関する質疑回答」は本入札公告以降においても有効であるとの理解で宜しいでしょうか。	入札説明書に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分を除くNo.1を参照ください。
218		その他								令和5年1月31日に公表されました「要求水準書(案)に関する質疑回答」は本入札公告以降においても有効であるとの理解で宜しいでしょうか。	入札説明書に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分を除くNo.1を参照ください。
219		その他								令和5年1月31日に公表されました「要求水準書(案)に関する質疑回答」は本入札公告以降においても有効であるとの理解で宜しいでしょうか。	入札説明書に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分を除くNo.1を参照ください。
220		その他								令和5年1月31日に公表されました「要求水準書(案)に関する質疑回答」は本入札公告以降においても有効であるとの理解で宜しいでしょうか。	入札説明書に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分を除くNo.1を参照ください。
221		その他								令和5年1月31日に公表されました「要求水準書(案)に関する質疑回答」は本入札公告以降においても有効であるとの理解で宜しいでしょうか。	入札説明書に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分を除くNo.1を参照ください。
222		その他								令和5年1月31日に公表されました「要求水準書(案)に関する質疑回答」は本入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分を除くNo.1を参照ください。
223		その他							郵便ポスト	施設整備時に、現在設置されている郵便ポストの移設等は事業者の業務対象外という認識で宜しいでしょうか。	郵便ポストは公園占用物になるため、原則事業者の負担とします。なお、詳細は協議とします。

No.	頁	第	1	(1)	1)	①	ア	a	項目名	質問内容	回答
224		その他							資料一覧(資料9)	既存建物の機能を維持しつつインフラ盛替の計画を行う必要があるため、既設汚水樹の寸法、マンホール深さ、管底、接続配管口径の分かる資料をご提示下さい。	ご指摘の資料はございません。設計時に事業者にて調査下さい。
225		その他							資料一覧	以下資料をご提供いただけませんか。 ①施設ごとの稼働率や利用団体名称のわかる資料 ②施設ごとの大会やイベントによる利用件数や大会等名称のわかる資料	資料24をご請求ください。 稼働率については、資料を別途用意しましたので、入札提案書類の受付日（令和5（2023）年9月27日）までに担当課にご請求いただきましたら、メールでお送りします。
226		その他							敷地内保存物	要求水準書等で記載される「既存施設」や「解体対象とならない継続運用、改築、付替え、移設する施設」、「ムクノキ」以外で、保存や既存運用が必要な建築物や建築付随設備、設備等はないという理解でよろしいでしょうか。 また「ムクノキ」は所々腐敗しているように見受けられます。樹木診断の結果報告書があればご開示をお願いいたします。	上段について、ご理解の通りです。 下段について、樹木診断の結果報告書はございません。
227		その他								実施方針書に対する質疑回答を踏まえたリスク分担表をご提示願います。	提示いたしません。 リスク分担については事業契約書（案）等を参照ください。
228		その他								平成28年4月からの施設来訪者、駐車台数に関する資料も提供いただきたい。	・H28年度 【河原町】 駐車台数116,806台 年間収入19,455,000円 【中屋町】 駐車台数17,036台 年間収入3,372,100円 ・H29年度 【河原町】 駐車台数121,069台 年間収入21,118,300円 【中屋町】 駐車台数20,425台 年間収入3,683,600円
229		その他								既存樹木の正確なプロット図及び樹種表等の記録はありますか。	既存樹木の状況を正確に示す記録はございません。 ただし、S60年植栽当初の植栽平面図（プロット図及び樹種表）がございますので、ご提供いたします。 提供方法は、市HPでの公表を予定しています。
230		その他							測量図	地形測量図・事業用地現況配置図のCADデータを頂くことは可能でしょうか。	可能です。 入札提案書類の受付日（令和5（2023）年9月27日）までに担当課にご請求いただきましたら、メールでお送りします。

No.	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	項目名	質問内容	回答
1	12	別紙					加点審査の評価項目及び配点(4.維持管理に関する事項)	維持管理に関する事項について、審査項目は「(1)基本方針及び実施体制(5点)」「(2)各種維持管理業務(44点)」の2項目ですが、様式集の「④4.維持管理に関する提案書」では、様式9-1～様式9-5の5つの様式があります。前述の2つの審査項目は、様式集のどの様式を審査するのでしょうか。	「(1)基本方針及び実施体制(5点)」は様式9-1を、「(2)各種維持管理業務(44点)」は様式9-2及び様式9-3を審査する審査項目です。 なお、様式9-4及び様式9-5は、様式4-2(入札金額内訳書)の根拠資料として作成頂きます。
2	12	別紙					加点審査の評価項目及び配点(4.維持管理に関する事項)	維持管理に関する事項について、「(2)各種維持管理業務」の配点が44点となっていますが、この44点の中の内訳についての想定がございましたらご教示いただけないでしょうか。	特段、想定はありません。要求水準を満たした上で、自由にご提案ください。
3	14	別紙					加点審査の評価項目及び配点(7.民間提案施設業務に関する事項)	民間提案施設エリアにて行う自主事業等は、民間提案施設として評価いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	民間提案施設エリアにて行う自主事業等は、「5.運営に関する事項(5)自主事業(利用者サービス業務、広告・ネーミングライツ、民間提案施設エリア)」における評価の視点に基づき評価します。

No.	頁	1	(1)	ア	(ア)	項目名	質問内容	回答
1	1	1	(1)	イ	(ウ)	書式等	(ウ)各様式は、本様式集を参考に、Microsoft WordまたはExcelにて各自作成すること。とありますが、図面やダイアグラム等、正確且つ分かりやすく表現するため、専用図ソフトで作成し、PDFデータ提出でも宜しいでしょうか。	Excel以外は可としますが、PDF内のテキストがコピーできる状態でご提出ください。
2	3	2	(4)	ア	(ア)	企業名の記載	正本・副本とも構成員・協力企業の名称が類推できるような記載を行わないこと。とありますが、応募者に含まれない第三者の各種アドバイザーや専門家の名称は正本・副本ともに名称を記載しても宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
3	3	2	(4)	ア		企業名の記載	構成員、協力企業以外の業務連携先、民間提案施設テナント入居企業等については具体的な団体名を提案書に記載可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
4	4	2	(4)	オ		提案内容に関する提出書類	規定の様式に加え、業務連携先等の関心表明書を添付することは可能でしょうか。	可としますが、最低限の添付としてください。
5	4	2	(4)	オ		提案内容に関する提出書類	規定の様式に加え、補足説明資料を添付することは可能との理解でよろしいでしょうか。	様式集に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分を除くNo.4を参照ください。
6	4	2	(4)	オ		提案内容に関する提出書類	規定の様式に加え、補足説明資料を添付することは可能でしょうか。	様式集に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分を除くNo.4を参照ください。
7	4	2	(4)	オ		提案内容に関する提出書類	規定の様式に加え、補足説明資料を添付することは可能でしょうか。	様式集に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分を除くNo.4を参照ください。
8	5	2	(4)	オ		提案内容に関する提出書類（長期収支計画書）	利用料収入のうち、市へ納付する納付金は長期収支計画書の費用のどの費目に計上すればよいでしょうか。	運営・維持管理費及び修繕・更新費から差し引く利用料金収入と関連して記載いただきます。 上記が明確になるよう、様式11-5を修正します。
9	7	2	(4)	カ		提案内容に関する提出書類の電子データ	MicrosoftExcel形式以外の提案書類については、PDF形式によるデータ提出としてもよろしいでしょうか。	可としますが、PDF内のテキストがコピーできる状態でご提出ください。
10	様式4-1					入札書	入札金額及び備考欄には・・・と注意書きがありますが「備考欄」とはどの部分を指すのかご教授ください。	「備考欄」はないため、当該文章を削除する形で様式4-1を修正します。
11	様式7-11					施設整備費内訳書	161行目～176行目のサービス対価A-I～A-IVを算出にあたって、各交付金・補助金、地方債相当額を算出するための建設工事費等は全て税抜金額で算出する理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
12	様式9-2					(2)各種維持管理業務	提案様式枠内右側に、「点検、保守、修繕等について、予防保全の考え方に基づき、本施設の特徴を踏まえた内容、頻度、方法、体制等が具体的かつ適切に計画されているか。」と記載があります。 点検、保守の「内容、頻度」は、様式9-3に記載するものと思いますが、様式9-2でも同様に記載するという認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
13	様式10-9					運営費内訳書	利用料金等にかかる市への納付金については、5.その他に記載するとの理解でよろしいでしょうか。	納付金額は様式10-8①に記載頂きます。 納付金は利用料金収入から差し引くことが明確になるよう、様式10-8①を修正します。
14	様式10-10					自主事業内訳書	施設利用料、自動販売機、広告料及びネーミングライツ売上の一部を市へ納付する費用は「自主事業の費用」に計上するという理解でよろしいでしょうか。	納付金額は様式10-8①に記載頂きます。 納付金は自主事業収入から差し引くことが明確になるよう、様式10-8①を修正します。
15	様式11-3					(3)リスク管理	リスクの分析を行う資料など、本様式項目に関連する資料（任意様式）を添付してもよろしいでしょうか。	様式集に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分を除くNo.4を参照ください。
16	様式12-1					(1)民間提案施設業務に関する提案書	民間提案施設エリアにて行う自主事業等の内容については、この様式に記載するとの理解でよろしいでしょうか。	様式10-7に記載してください。
17	様式12-2～12-3					民間提案施設業務費内訳書 長期収支計画書（民間提案施設業務）	S P Cの収支やキャッシュフローについて記載すればよろしいでしょうか。	様式12-2及び様式12-3については、民間提案施設企業の業務にかかる収支やキャッシュフローを記載してください。

No.	頁	第1条	1	(1)	項目名	質問内容	回答
1	4	第6条	3		事業契約	第4号に該当した場合の違約金はどうなるのでしょうか。	第6条第3項第4号に該当した場合、違約金の対象とはなりません。ただし、市に損害が生じた場合は、損害賠償請求の可能性があります。
2	5	第8条			事業契約の不調	議会での事業契約締結否決以外の市の責めに起因して、事業契約が締結に至らなかった場合は、落札者が本事業の準備に関して支出した費用については市の負担として頂けないでしょうか。	原案の通りとします。
3	5	第9条	2		有効期間	協定終了後も当事者を拘束する事項は第8条及び第12条でよかったですでしょうか。	ご理解の通りです。
4	6	第10条	2	(2)	救済措置	第6条第3項第4号に該当した場合の違約金はどうなるのでしょうか。	基本協定書（案）に関する質問・回答書（第1回）No. 1を参照ください。
5	6	第10条			救済措置	基本協定書10条のデフォルト事由の第6条第3項第3号は本事業の事業契約に基づく工事のみが該当するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
6	6	第10条			救済措置	本事業の工事における事故等による指名停止措置を受けた場合でも、直ちに基本協定は解除されず、市と協議する場が設けられるという理解でよろしいでしょうか。	第10条第1項の規定により、基本協定を解除する場合、協議は行いません。 なお、本事業の工事においては、SPCが工事発注者となるため、基本協定の当事者が指名停止措置を受ける可能性は低いものと考えます。



No.	頁	第1条	1	(1)	ア	項目名	質問内容	回答
1	2	第6条	3			構成員及び協力企業の使用	本施設等の建設及び解体施設の解体・撤去においては、進捗等に合わせ反復継続して請負が発生する見込みであり、貴市の許可の取得方法によっては貴市、事業者の双方の事務手続きに負担がかかることが懸念されます。貴市の許可の取得方法について、既に方法が決定されていればご教示ください。未決定の場合は、その方法につき落札者と協議のうえ決定されたくご提案いたします。	特段、決定事項はありませんので、詳細は協議とします。
2	3	第7条	5			許認可、届出等	市が損害を負担する範囲について、自主事業、民間施設業務が除かれていますが、例えば市の帰責により設置管理許可が下りない場合などは市が事業者の損害を負担して頂けると考えてよいでしょうか。	自主事業及び民間提案施設業務は事業者のリスク負担で実施することとしています。なお、本項ただし書は、これらの業務の実施にあたり、事業契約書に基づかず市へ損害賠償請求することを妨げるものではありません。
3	3	第8条	3	(2)		契約の保証	「市が保険会社と履行保証保険を締結する」とありますが、「市」は施設整備業務の不履行の当事者ではないため、ここは、「市」ではなく、「施設整備業務を担当する構成員もしくは協力会社」となりますでしょうか。	本号は履行保証の付保を想定したものです。保証会社と事業者が保証委託契約を締結した上で、市が保証会社と保証契約を締結するものを想定しています。
4	4	第10条	2			責任の負担	事業者は貴市の判断に従い事業を遂行する都合上、当該条項に定める貴市の免責は、貴市の指示・判断に起因して発生した不具合や損害について、本契約書案第37条をはじめと多数記載がある「市の責めに帰すべき理由」とすべきところ、これらとの間に矛盾が生じると思料します。本条の趣旨及び第2章以降の条項が本条の規定に優先するという理解で良いかご教示ください。	本項に記載の通り、「本契約に別段の定めがある場合」は除かれます。
5	5	第12条	4			設計・建設期間における使用	本契約が解除された場合も市の判断により民間提案施設業務を民間提案施設に継承させることが可能となりますが、民間提案施設の計画およびテナント誘致は事業者の公園施設等への提案内容を基に行っているため、民間提案施設の継承については事業者判断としていただけないでしょうか。	原案の通りとします。
6	5	第13条				施設供用等期間における使用	民間提案施設の用地使用料は、SPCを経由せず、民間提案施設企業から市へ直接納入するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
7	5	第13条				施設供用等期間における使用	民間提案施設について、「必要な許認可を取得したときは～民間提案施設用地の使用料を市に納入」とありますが、使用料の納入は民間提案施設の供用開始後からとの理解でよろしいでしょうか。	使用料は、民間提案施設の供用開始日に関わらず、許可期間開始日から算出し納入してください。なお、許可期間は供用開始からではなく、民間提案施設整備に必要な期間を含める必要があります。
8	5	第13条	2			施設供用等期間における使用	「前項ただし書に基づく民間提案施設企業による民間提案施設用地の使用のほか」は「民間提案施設企業による民間提案施設用地の使用を除き」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 事業契約書（案）についてご指摘の箇所を以下の通り修正します。 「民間提案施設企業による民間提案施設用地の使用を除き」
9	5	第13条	3			施設供用等期間における使用	本契約が解除された場合も市の判断により民間提案施設業務を民間提案施設に継承させることが可能となりますが、民間提案施設の計画およびテナント誘致は事業者の公園施設等への提案内容を基に行っているため、民間提案施設の継承については事業者判断としていただけないでしょうか。	原案の通りとします。
10	6	第15条				事業用地及び既存施設に関する市の責任	埋蔵文化財、地中埋設物、土壌汚染等の瑕疵については市が負担とありますが、瑕疵対応により工期が延長した場合に生じる提案時に想定していた利用料収入等の逸失分も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	損害の範囲には逸失利益は含みません。
11	6	第15条				事業用地及び既存施設に関する市の責任	民間提案施設用地以外の事業用地の、埋蔵文化財、地中埋設物、土壌汚染等の瑕疵については市が負担とありますが、民間提案施設用地の瑕疵も負担頂けないでしょうか。もし含めることができない場合、他の施設が対象になっているにも関わらず民間提案施設のみが対象となっていない理由をご教示ください。	民間提案施設業務の提案は任意であり、事業者のリスク負担によって実施するものとしています。 原案の通りとします。
12	6	第15条				事業用地及び既存施設に関する市の責任	民間提案施設用地の瑕疵により増加費用が発生し、民間提案施設業務の履行が困難になった場合には、業務内容の変更について市と協議させて頂けるものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
13	7	第18条				統括管理責任者	要求水準書「第2-1- (6) -1) 実施体制」にあるとおり、統括管理責任者は設計・建設期間、開業準備期間及び運営・維持管理期間中にそれぞれ1名配置することとなっています。設計・建設期間、開業準備期間及び運営・維持管理期間が一部重複する期間には統括管理責任者が重複することとなりますが、よろしいでしょうか。	市に対する窓口として、一方に一元化されていることを条件に可とします。
14	7	第18条	4			統括管理責任者	「市は、～（中略）～原則として統括管理責任者の変更に係る承諾を行わない。」とありますが、事業期間は長期にわたり、変更しないとするのは現実的ではありません。事業者は統括管理責任者を変更しないよう努めることを求めるものであり、貴市は、事業者が変更を申し入れた場合に、不合理に承諾を拒絶するものではないという理解でよろしいでしょうか。	本項は、設計・建設期間、開業準備期間及び運営・維持管理期間の各期間中の統括管理責任者の変更について規定するものです。各期間中の統括管理責任者の変更は、やむを得ない事由がある場合に限りです。この場合に、変更を不合理に拒絶するものではありません。

No.	頁	第1条	1	(1)	ア	項目名	質問内容	回答
15	8	第23条				業務責任者の届出等	「個別業務の業務責任者について、配置後及び変更後速やかに・・・市に届け出、市の承諾を得なければなりません。」とありますが、要求水準書98ページには、「維持管理業務責任者を変更する場合は、原則3ヶ月前までに市の承認を得ること。」とあります。どちらの内容が正しいでしょうか。	維持管理業務責任者を変更する場合は原則3ヶ月前までに市の承認を得ること、一方、維持管理業務責任者とは別途、必要に応じて選任する各業務の責任者を変更する場合は変更後速やかに市に届け出たうえで市の承諾を得ること、とご理解ください
16	9	第24条	3			各種マニュアル及び長期修繕計画書の作成	「なお、本事業終了後、市では、本施設の大規模修繕を行うため、供用開始日の5年毎の応当日を基準日として、その時点での本施設の大規模修繕の必要な箇所について長期修繕計画書に反映するための更新を行う」とありますが、「長期修繕計画書に反映するための更新」を行うのは、市でしょうか、事業者でしょうか。事業者であるとすれば、主語が不明確ですので主語の明確化をお願いいたします。	長期修繕計画に反映するための更新は事業者が行います。事業契約書（案）について以下の通り修正します。 「市では本施設の大規模修繕を行うため、事業者は、供用開始日の5年毎の応当日を基準日として」
17	9	第24条	3			各種マニュアル及び長期修繕計画書の作成	「なお、本事業終了後、市では、本施設の大規模修繕を行うため、供用開始日の5年毎の応当日を基準日として、その時点での本施設の大規模修繕の必要な箇所について長期修繕計画書に反映するための更新を行う」とありますが、本施設はそれぞれ供用開始日が異なるため、基準日も異なります。そのため異なる基準日で長期修繕計画の更新のための建物調査を行うこととなり、業務として非効率です。業務を効率化するため、「最初に供用開始する施設の供用開始日」の5年毎の応当日を基準日としていただけないでしょうか。	最初に供用開始する施設の供用開始日の5年毎の応当日を基準日とします。事業契約書（案）について修正します。
18	9	第24条	3			各種マニュアル及び長期修繕計画書の作成	「市は、前各項の定めるところに従って提出された（最新版の）各種マニュアル並びに長期修繕計画書及び次期修繕提案書を承認するにあたり、改善その他の指示をすることができるものとし、事業者は、かかる市の指示を受けたときは、市の承認が得られるまで、必要な修正を行うものとする。」とあります。特に長期修繕計画や時期修繕提案書に関して、現状、市の求める精度や詳細度が不明なため、事業者として各資料の作成工数、修正工数が見通せません。「事業者は、かかる市の指示を受けたときは、市の承認が得られるまで、必要な修正を行う」ことを求められるのであれば、市の想定する当該資料の書式等をご提示いただけないでしょうか。もしくは、当該資料の詳細度、精度については事業者の提案とさせていただけないでしょうか。	詳細度や精度を含めて、詳細は協議とします。
19	9	第24条	3			各種マニュアル及び長期修繕計画書	なお書き以降の内容について、事業期間満了の5年前、3年前、1年前の応当日を基準として長期修繕計画や時期修繕提案書の補充、更新について記載があります。下記の点御教示ください。 1) 本事業終了後、市では本施設の大規模修繕を行うためとありますが、大規模修繕は市で行う考えと理解してよろしいでしょうか。 2) 長期修繕計画書および次期修繕提案書について触れられていますが、次期修繕提案書は、何年先までの修繕提案を想定されているのでしょうか。事業終了後10年間程度と考えてよろしいでしょうか。	1) について、ご理解の通りです。 2) について、様式9-5に参考で提出いただく期間と同様の20年間です。
20	9	第24条	4			各種マニュアル及び長期修繕計画書	各種マニュアル、長期修繕計画書等について、かかる市の指示を受けたときは、市の承認がえられるまで必要な修正を行うとあります。市の指示には、事業者対応内容の是正の意味のほか、市の責任による指示もあると思われまます。計画の必要な修正は、「合理的な範囲」で行えば良いと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
21	10	第26条	2			業務報告書の提出	「統括管理責任者の確認を得たうえで、」とありますが、「開業準備業務に係る統括管理責任者の確認」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
22	10	第29条				業務責任者及び管理責任者	「施設整備業務の区分ごとに総合的に把握し調整を行う管理責任者を定め」とありますが、「区分ごとに」とは、設計・工事監理・建設を指す理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
23	10	第29条				業務責任者及び管理責任者	「施設整備業務の区分ごとに総合的に把握し調整を行う管理責任者を定め」とありますが、管理責任者は区分ごとに一人ずつ管理責任者を定めるのでしょうか。それとも（施設整備業務の区分ごとに総合的に把握し調整を行う）管理責任者という意味で一人を定めるのでしょうか。	管理責任者は、設計、工事監理及び建設業務の区分ごとに一人ずつ定めます。
24	11	第31条				第三者に生じた損害	本施設等の建設及び解体施設の解体・撤去において、騒音・振動・地盤沈下等の工事に善管注意義務を尽くしてなお避けることのできない損害については、貴市にご負担いただきたくお願いします。	原案の通りとします。なお、事業契約書第40条もご参照ください。
25	11	第31条				第三者に生じた損害	本施設等の建設及び解体施設の解体・撤去において、日照障害・風害・電波障害等工事目的物自体に起因する損害については貴市にてその費用を負担いただきたくお願いします。	ご指摘のような損害は事業者にて負担してください。ただし、市に帰責事由がある場合は市が負担します。

No.	頁	第1条	1	(1)	ア	項目名	質問内容	回答
26	11	第31条				第三者に生じた損害	「事業者が業務を履行する過程で第三者に生じた損害が発生した場合は事業者が賠償する」となっておりますが、賠償であるため、あくまでも、事業者に帰責事由があるものに限られ、事業者に帰責事由が無いもの（第三者帰責による損害等）は対象でないという理解でよいでしょうか。念のためご教示ください。	ご理解の通りです。
27	11	第31条	2			第三者に生じた損害	「不可抗力により第三者に損害が発生した場合の取扱い、第10章に従う。」とありますが、不可抗力なので、原則、事業者は第三者に対して賠償義務を負いません。どのような場面を想定されているのでしょうか。	不可抗力に起因して、施設整備業務の実施に関して第三者に損害が生じた場合を想定しています。
28	11	第32条				設計・建設期間中の保険	「事業者は、かかる保険の保険証券又はこれに代わるものとして市が認めたものを、本工事の着手に先立って市に提出しなければならない。」とありますが、保険証券の発行には一定の時間を要するため、保険会社発行の「付保証明書」を保険契約締結後直ちに提出し、保険証券は発行され次第速やかに提出することによるのでしょうか。	ご理解の通りです。
29	13	第37条				本工事の請負	本条の趣旨としては、本事業に関し事業者が負う債務の誠実な履行を意味するものであり、本施設等の建設及び解体施設の解体・撤去業務に関する貴市と事業者との責任分担は別に定めるとおり、という理解でよろしいでしょうか。	本項は、事業者の責任及び費用負担において、本工事を施工する旨の規定です。本項以外に責任負担の定めがある場合は、当該各条項に従います。
30	13	第37条	4	(1)		本工事の請負	本施設等の建設及び解体施設の解体・撤去において、日照阻害・風害・電波障害等工事目的物の設置自体に起因する事象については、貴市に帰責する事象として本号の適用対象であるという理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のような事象は事業者にて負担してください。ただし、市に帰責事由があると認められる場合は市が負担します。
31	14	第37条	4	(2)		本工事の請負	本号の定めに関らず、本施設等の建設及び解体施設の解体・撤去において、騒音・振動・地盤沈下等の工事に善管注意義務を尽くしてなお避けることのできない損害については、第40条第4項及び第5項のとおり貴市と協議のうえ工期の延長及び貴市による損害負担が受けられるものという理解でよろしいでしょうか。	ご指摘の場合、第40条第4項及び第5項を適用することが考えられ、協議により工期延長も可能となりますが、損害負担は事業者となります。
32	15	第39条	3	(2)		各種調査	「阻止・低減する努力を尽くしている場合」とありますが、「努力を尽くしている」を「努力をしている」に変更いただけませんか。	原案の通りとします。
33	15	第39条	3	(2)		各種調査	「事業用地の瑕疵又は既存施設の瑕疵が発見に起因して」は、「事業用地の瑕疵又は既存施設の瑕疵の発見に起因して」ではないでしょうか。	ご指摘の通り事業契約書（案）について修正します。
34	15	第39条	3	(4)		各種調査	要求水準書添付資料のアスベスト調査結果その1からその6までに記載のないアスベスト含有材の使用が認められた場合、その処理等にもなる増加費用については貴市負担としていただきたい。	原案の通りとします。要求水準書も参照ください。
35	16	第39条	3	(5)	イ	各種調査	「事業用地の瑕疵又は既存施設の瑕疵が、～（中略）～予見又は発見ができるものである場合、第83条（第3項を除く。）又は第87条（第5項及び第7項を除く。）を準用する。」とありますが、第87条は引渡しの完了以後の定めであり本条項には関連しないため、第87条の記載は削除頂けますでしょうか。	本項に基づく契約解除のタイミングが施設引渡後となる可能性もあります。原案のとおりとします。
36	16	第40条	5			本工事に伴う近隣対策	「近隣対策の結果、事業者が生じた費用及び損害は事業者がこれを負担する」との記載がございますが、事業者が善良な管理者としての注意を払っても避けることが出来ない事由により生じた場合は事業者負担では無いという理解でよろしいでしょうか。	合理的に要求される範囲の近隣対策を事業者の負担において実施してください。さらなる調整によっても近隣住民の理解が得られず、本工事の実施に支障が生ずるおそれが明らかな場合は協議に応じます。
37	17	第42条	3			市による説明要求及び建設現場立会い	「市は、事業者に対する事前の通知を行うことなく、随時、本工事に立ち会うことができる。」とありますが、安全面の配慮も必要なため、事前に御連絡頂ける理解で良いでしょうか。	実務上の対応として、安全に支障が出ないよう配慮して立ち会います。
38	18	第45条	5			市による本施設等の完成検査及び検査確認書の交付	「検査確認書の交付を理由として、本施設等についての発生を争い、又はその履行を拒絶若しくは留保することはできない。」とありますが、「発生を争い」等記載の意味が把握できない箇所がありますので、本項の内容についてご教示頂けますか。	事業契約書（案）について以下の通り修正します。 「本施設等について契約不適合責任の発生を争い、又はその履行を拒絶若しくは留保することはできない。」
39	19	第46条	4			契約不適合	当該本工事の引き渡し日から2年とは、各施設の引き渡し日との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
40	20	第46条	12			契約不適合	「住宅の品質確保の促進等に関する法律」とありますが、本施設は住宅ではないため、本条項は削除頂けますでしょうか。	本項は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条に規定する構造耐力上主要な部分若しくは雨水の浸入を防止する部分について例示を示すものです。原案の通りとします。

No.	頁	第1条	1	(1)	ア	項目名	質問内容	回答
41	21	第52条				工事監理者の設置等	工事監理企業の委託業務の内容は、「四会連合協定・監理業務委託契約書」に示される業務としなければならないとありますが、土木の工事監理については、要求水準書上、『土木設計業務等委託必携』内にある「現場技術業務委託共通仕様書」に準拠するものとあります。要求水準書を正と捉えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
42	22	第54条				保険加入	「事業者は、各施設供用等業務に関し、当該施設供用等業務に着手するまでに（各本施設に関しては、当該本施設の引渡予定日までに、本施設以外の本件施設については、本契約締結後速やかに）、別紙4（保険）第2項に定める内容の保険に加入し、かかる保険の保険証券又はこれに代わるものとして市が認めたものを、市に提出しなければならない。」とありますが、保険証券の発行には一定の時間を要するため、保険会社発行の「付保証書」を保険契約締結後直ちに提出し、保険証券は発行され次第速やかに提出することによろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
43	22	第56条	2			本施設等の引渡しの遅延による費用負担	「当該本施設等に係るサービス対価（施設整備費相当分）から割賦金利を控除した額に～（中略）～違約金として市に支払う。」とありますが、本件施設では施設別の引渡しが想定されており、引渡しが遅れた施設のサービス対価のみで違約金を算出する理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
44	23	第59条	2			業務責任者	「運営業務の全体を把握し調整を行う業務責任者、並びに運営業務の区分ごとに総合的に把握し調整を行う施設運営責任者及び自主事業責任者を定め」とありますが、「区分ごと」は、何を指すのでしょうか。	「本件施設の日常的な運営管理」及び「自主事業の運営管理」の2つの運営管理の区分を指します。
45	23	第59条	2			業務責任者	「運営業務の全体を把握し調整を行う業務責任者、並びに運営業務の区分ごとに総合的に把握し調整を行う施設運営責任者及び自主事業責任者を定め」とありますが、管理責任者は区分ごとに一人ずつ管理責任者を定めるのでしょうか。それとも（施設供用等業務の区分ごとに総合的に把握し調整を行う）管理責任者という意味で一人を定めるのでしょうか。	管理責任者は、「本件施設の日常的な運営管理」及び「自主事業の運営管理」の区分ごとに一人ずつ定めません。
46	24	第62条	2			業務報告書の作成	月報、四半期報告書、年間報告書の記載内容に関する違いや貴市が想定されるそれぞれの記載内容について御教示ください。	要求水準書に記載の通りです。
47	25	第66条	3			開業準備業務の実施	「予約受付システム「スポーツネットにのみや」の改修については、要求水準書に従い、市の指定する業者が行うものとし、事業者は、その費用を本事業関連書類に従って負担する。」とありますが、事前に指定業者の情報等ご教示いただけないでしょうか。	令和5年4月現在、株式会社ニッセイコムとなります。システムの詳細について、問い合わせることは可とします。
48	25	第66条	3			開業準備業務の実施	「予約受付システム『スポーツネットにのみや』の改修については、要求水準書に従い、市の指定する業者が行うものとし、事業者は、その費用を本事業関連書類に従って負担する」とありますが、提案時から西宮市が指定する事業者（株式会社 ニッセイコム）に問い合わせ、費用について確認しても問題ないという理解でよろしいでしょうか。問い合わせができない場合、貴市より公表頂けないでしょうか。	問い合わせは可とします。
49	26	第69条				本件施設の修繕	「かかる修繕又は更新はすべて、事業者が自己の責任と費用負担において、これを行う。」とありますが、維持管理企業が元請または発注代行者として修繕を行う場合、維持管理企業に係る管理経費を当該対価に含めて良いという認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
50	26	第69条				本件施設の修繕	修繕・更新は、事業者が自己の責任と費用負担においてこれを行うとあります。また、前条において維持管理業務を維持管理企業をして実施させるとあります。修繕等の対価について、対価には維持管理企業を元請または発注代行者としての経費を含むと考えてよろしいでしょうか。	事業契約書（案）に関する質問・回答書（第1回）No.49を参照ください。
51	26	第69条				本件施設の修繕	第三者の責めに帰すべき事由で、第三者が特定できない場合の項目も、記載をお願いできないでしょうか。	修繕業務は原則として事業者の責任と負担において実施するものです。原案の通りとします。ただし、例えば施設利用者による故意または過失による場合に、施設利用者に対して現状復旧のために実費弁償を求めることは妨げません。

No.	頁	第1条	1	(1)	ア	項目名	質問内容	回答
52	26	第69条				本件施設の修繕	「事業者は、本件施設に関し、長期修繕計画書若しくは年度業務計画書に定めのない修繕若しくは更新又は本件施設に重大な影響を及ぼす修繕若しくは更新を行う場合、市に対して、事前にその内容及びその他の必要事項を通知し、かつ、市の事前の承諾を得なければならない。」とあります。実際、事業期間中に発生する突発的な不具合とこれに対する修繕は、「長期修繕計画書若しくは年度業務計画書に定めのない修繕」である場合が多いと思われます。これらに対しても都度、市への通知、市への事前の承認を得ることは非効率と考えます。一定金額以下（1件当たり250万円）の修繕については事後承認で実施することをお認めいただけないでしょうか。	計画的な修繕以外にも突発的な不具合等予想される修繕・更新等は維持管理業務として年度業務計画書の範囲で実施するものとし、この場合、市への事前通知や承認は不要です。運用の詳細については、事業開始時に協議の上決定します。
53	26	第69条	4			本件施設の修繕	「法令等の変更又は不可抗力により、本件施設の修繕又は更新（長期修繕計画書又は年度業務計画に定めのない修繕・更新も含む。）を行った場合の取扱いは、第9章又は第10章の規定に従う。」とあります。施設の利用者等が故意、または過失により施設に損害を与えた場合、この利用者等が特定できる場合はこの損害を利用者に賠償してもらうこととなりますが、この利用者等が特定できない場合、「市又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的若しくは人為的な事象であって、取引上又は社会通念上要求される一切の注意や予防措置を講じても、損害を防止できないもの」として、不可抗力として扱うという認識でよろしいでしょうか。	施設利用者による損害は、加害者の特定の可否に関わらず、原則として事業者の負担としますが、個別具体の事象により判断します。
54	27	第75条	2			自主事業又は民間提案施設業務の一部又は全部の終了	本条に基づき自主事業又は民間提案施設業務を終了する場合は、貴市に対する違約金等はない理解でよろしいでしょうか。また、終了することでペナルティポイントが課されることはないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
55	28	第77条	3			第三者に及ぼした損害	「事業者は、かかる保険の保険証券又はこれに代わるものとして市が認めたものを、直ちに市に提出しなければならない。」とありますが、保険証券の発行には一定の時間を要するため、保険会社発行の「付保証書」を保険契約締結後直ちに提出し、保険証券は発行され次第速やかに提出することによろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
56	28	第77条				第三者に及ぼした損害	第三者に及ぼした損害だけでなく、第三者が及ぼした損害についても、項目の追加をお願いできないでしょうか。	施設供用等業務は原則として事業者の責任と負担において実施するものです。原案の通りとします。
57	28	第77条	2			第三者に及ぼした損害	「不可抗力により、施設供用等業務に関し、第三者に損害が発生した場合は、第10章の規定に従う。」とありますが、不可抗力なので、原則、事業者は第三者に対して賠償義務を負いません。どのような場面を想定されているのでしょうか。	不可抗力に起因して、施設供用等業務の実施に関して第三者に損害が生じた場合を想定しています。
58	33	第85条	3			本施設等引渡しの完了前の法令変更による契約解除等	法令変更による契約解除は事業者の帰責ではないため、解除に伴って発生する金融費用やSPC経費等については、貴市の負担としていただけないでしょうか。	原案の通りとします。
59	33	第86条	3			本施設等引渡しの完了前の不可抗力による契約解除	不可抗力による契約解除は事業者の帰責ではないため、解除に伴って発生する金融費用やSPC経費等については、貴市の負担としていただけないでしょうか。	原案の通りとします。
60	36	第89条	2			本施設等引渡しの完了後の法令変更による契約解除等	法令変更による契約解除は事業者の帰責ではないため、解除に伴って発生する金融費用やSPC経費等については、貴市の負担としていただけないでしょうか。	原案の通りとします。
61	37	第90条	2			本施設等引渡しの完了後の不可抗力による契約解除等	不可抗力による契約解除は事業者の帰責ではないため、解除に伴って発生する金融費用やSPC経費等については、貴市の負担としていただけないでしょうか。	原案の通りとします。
62	35	第87条	6			本施設等引渡しの完了後の市による契約解除等	「第3項により、前項の適用がない本件施設について事業者が指定管理者として行う施設供用等業務の一部が終了した場合」とありますが、どのような意味でしょうか。「前項の適用がない」が指す内容について、ご教示ください。	本契約の一部を解除する場合を想定した規定です。契約解除の対象とならなかった施設であっても施設供用等業務の一部が終了した場合は違約金を徴収する趣旨です。
63	39	第99条				不可抗力による第三者に対する損害の扱い	「不可抗力により、本業務につき、第三者に損害が発生した場合、当該損害の負担は、別紙9（不可抗力）の定めに従う。」とありますが、不可抗力なので、原則、事業者は第三者に対して賠償義務を負いません。どのような場面を想定されているのでしょうか。	不可抗力に起因して、本業務の実施に関して第三者に損害が生じた場合を想定しています。
64	39	第100条	2	(2)		遵守事項	本事業の発注者としての地位について、貴市から他の第三者に移転することはない、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
65	42	第111条				協力義務	当該協力により事業者側に費用負担が発生したり、工期の遅延が見込まれる場合においては、貴市都合として当該費用の補填及び工期の延長の対象となるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

No.	頁	第1条	1	(1)	ア	項目名	質問内容	回答
66	59	別紙4				保険	事業者が付保するものとして記載されている保険について記載されている保険条件以外の保険条件、及びそれ以外の事業者の提案する保険の保険条件は提案に任せていただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
67	59	別紙4	1	(3)		普通火災保険	設計・建設期間中の保険として、(1)建設工事保険と(3)普通火災保険が指定されておりますが、(1)建設工事保険では、(3)普通火災保険で補償されているリスクもカバーされているので、(1)建設工事保険を付保すれば(3)普通火災保険は不要と理解しておりますが、そのような理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
68	59	別紙4	2			開業準備期間及び運営・維持管理期間中の保険	中屋町駐車場等の既存施設の保険は、付保対象となるのでしょうか。対象となる場合、事業者が管理する段階から付与するのでしょうか。	対象となります。事業者が引き継いだ段階から開始してください。
69	60	別紙4	2	(2)		普通火災保険	火災保険は、地震・水害などの損害も含まれるかと思われませんが、補償される範囲のご指定をお願いできませんでしょうか。	別紙4の付保条件を満たす限りにおいて、その他の保険内容については事業者の提案に委ねます。
70	60	別紙4				保険	火災保険の付保を求められておりますが、当該保険は施設所有者が付保することが一般的な考え方と史料します。当該付保要求の削除、または事業者資産（務受託企業資産）の範囲に限定するなどの修文を御検討いただけないでしょうか。	事業者帰責の火災によって、事業者の財務状況の悪化や事業の継続性に支障が出ないよう火災保険の付保を事業条件としています。この趣旨を踏まえた上で、同等の効果がある手法を提案することも可とします。
71	60	別紙4	※			保険	第三者賠償責任保険については、運営企業と維持管理企業とがそれぞれ加入する自社の保険に置き換えてもよろしいでしょうか。	別紙4の付保条件を満たす限りにおいて、可とします。
72	60	別紙4	※			保険	開業準備期間及び運営・維持管理期間に普通火災保険の付保が要求されていますが、事業者の責による火災等への補償との理解でよろしいでしょうか。市が加入している共済から保険金が支払われた場合の事業者への求償に備えるためということが考えられますが、その場合、普通火災保険という名目ではなくとも、上記リスクをカバーできる保険であればよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
73	65	別紙8				法令変更による費用の負担割合	消費税率の変更は、「②事業者の利益に課される税制度以外の税制度の新設・変更」に該当し、対象のサービス対価（税抜）に、変更後の消費税率により計算された消費税額が加算されて支払われるという理解で良いでしょうか。	ご理解の通りです。
74	65	別紙8				法令変更による費用の負担割合	消費税の変更が、別紙8の法令変更に含まないと解釈される場合、消費税の変更により生じた増額は、市と事業者それぞれが当然負担するものであるからという理解でよろしいでしょうか。例：消費税が増税された場合、市は増税額を含め事業者にサービス対価を支払い、事業者は各委託先へ増税額を含めた額を支払う。	ご理解の通りです。
75	65	別紙8				法令変更による費用の負担割合	税制度の変更に関しては事業者負担とされています。については消費税の増税(減額)があった場合、同時に利用料の変更も実施できるという理解でよろしいでしょうか。	条例の範囲内での料金改定となりますが、変更は可能です。ただし、市の承認が必要となることに留意して下さい。
76	65	別紙8				法令変更による費用の負担割合	法令改正で法定点検等が追加された場合の負担については、「③ ①及び②以外の法令等の新設・変更の場合」に該当すると思いますが、20年間の運営・維持管理期間であり、事業者側のリスクが過大であると考えます。追加された法定点検内容によっては費用の大幅な増加も考えられますので、「①」と解釈させていただき、別途協議として頂けないでしょうか。（お認めいただけない場合、結果的に予備費を上積みして入札に臨まざるを得なくなりますので、貴市にとつてのメリットも少ないと考えます。）	本別紙記載のいずれの場合に該当するかは、具体的な法令変更の内容によります。判断が難しい場合においては、費用の大幅増による負担者・負担割合などに係る詳細は協議とします。
77	65	別紙8				法令変更による費用の負担割合	本事業は、事業所税の対象でしょうか。	課税の有無については、事業者の責任において税務署等にご確認ください。
78	66	別紙9	2			本施設以外の本件施設及び供用開始日が到来した本施設	施設共用等業務費相当分とは、サービス対価Dという認識でよろしいでしょうか。	施設共用等業務費相当分とは、サービス対価C、D及びEを指します。